

特100

486

湖院長高田畊安纂述

正言一斑

(第九版)

南湖院發行



始



持100  
486/1

目次

天身中土神	一
いのり	六
かみにはさかえ	六
醫王團宣言	九
勅語	九
明治天皇御製	一〇
詔書	一一
明治天皇御製	一二
昭憲皇太后陛下より華族女學校に賜はりたる御歌	一三

大正  
6. 12. 11  
内交

勅諭 (軍隊に賜はりし) ..... 一五

昭憲皇太后十二徳御詠 ..... 二五

勅語 ..... 二九

(一) いのり ..... 三一

(二) いのり ..... 三二

(三) 君の榮 ..... 三三

(四) 一神にして四位 ..... 三四

(五) 現代の君へも永世の主へも忠誠を盡せ ..... 三五

(六) 天皇及政府は神及クリストの代表なり ..... 三五

(七) 孝行は神の命 ..... 三六

(八) 正法に奇跡を要せず ..... 三七

(九) 神を忘れぬ ..... 三七

(十) 偉人の行爲 ..... 三八

(十一) ほゝゑみ ..... 三八

(十二) 慰安の歌 ..... 三九

(十三) かみののり ..... 三九

(十四) 分争は敗滅を招く ..... 四〇

(十五) 詩第二十四篇 ..... 四一

(十六) 明治大帝 ..... 四四

(十七) 忠の一事 ..... 四六

(十八) 神の子 ..... 四六

(十九) 所感 ..... 五〇

(二十) 目的ある生存……………五〇

(二十一) 七福約……………五一

(二十二) 神の國……………五三

(二十三) 神子永生……………五四

(二十四) 醫王祭の歌……………五五

(二十五) 明治天皇奉送詩……………五六

(二十六) 醫王……………五九

(二十七) 誠意……………六〇

(二十八) バプテスマ……………六一

(二十九) 參宮歌……………六二

(三十) やまと姫……………六四

(三十一) 南湖院の歌……………六五

第一 基礎の部……………六五

第二 創業の部……………六六

第三 病室の部……………六七

第四 眺望の部……………六八

第五 富士の部……………六九

第六 南湖の部……………七〇

(三十二) 中村副長追慕の歌……………七二

(三十三) 愛光室落成……………七三

(三十四) 時事所感……………七四

(三十五) 大洪水の歌……………七五

(二十) 目的ある生存……………五〇

(二十一) 七福約……………五一

(二十二) 神の國……………五三

(二十三) 神子永生……………五四

(二十四) 醫王祭の歌……………五五

(二十五) 明治天皇奉送詩……………五六

(二十六) 醫王……………五九

(二十七) 誠意……………六〇

(二十八) バプテスマ……………六一

(二十九) 參宮歌……………六二

(三十) やまと姫……………六四

(三十一) 南湖院の歌……………六五

第一 基礎の部……………六五

第二 創業の部……………六六

第三 病室の部……………六七

第四 眺望の部……………六八

第五 富士の部……………六九

第六 南湖の部……………七〇

(三十二) 中村副長追慕の歌……………七二

(三十三) 愛光室落成……………七三

(三十四) 時事所感……………七四

(三十五) 大洪水の歌……………七五

(三十六) 神は我親……………七六

(三十七) 罪……………七八

(三十八) 救……………七九

(三十九) イエシュの誕生……………七九

(四十) イエシュの誕生の豫言……………八六

(四十一) イエシュの誕生の豫言……………八七

(四十二) クイリニウスの調査に就て……………八七

(四十三) 詩第四十二及四十三篇……………九五

(四十四) 詩第四十四篇……………一〇一

(四十五) 詩第五十二篇……………一一〇

(四十六) 聖 靈……………一二三

(四十七) 一夜偶感……………一二四

(四十八) 耶蘇の新天地……………一二八

(四十九) 發車時偶感……………一二九

(五十) 詩第四十篇……………一三〇

(五十一) 詩第四十六篇……………一三三

(五十二) 詩第百十五篇……………一三五

(五十三) 現代社會に對する不滿……………一三七

(五十四) 歐洲戰亂……………一三九

(五十五) 甲 述懷 乙 吾友へ……………一四一

(五十六) 祈願の歌……………一四二

(五十七) 詩第二十三篇……………一四二

こ	上	か	高	た	わ	造	つ	天	あ	ぬ	獨	ひ	天	あ
れ	み	か	か	が	が	く	め	し	と	し	ぞ	り	ま	の
ぬ	結	む	身	み	か	り	地	ぞ	り	わ	神	が	身	み
し	す	な	る	は	み	に	ち	わ	が	が	み	の	の	
が	び			げ	か	し	を	が	か	か	み			
み				に	み			か	み					
の														
	結	む				宇	う	中	な					
右	す	あ			宙	ち	う	か	か					
み	び	ま			う	う		の	の					
ぎ	の	の			一	す		ぬ	ぬ					
手	か	み			切	べ		し	し					
て	み	と			て	を		な	な					
	と							る	る					
左														
ひ														
だ														
り														
手														

天身中主神

(大正四年十一月)  
登極大嘗大典時

(譜第一一六番)

正言一斑目次終

思<sup>な</sup>成<sup>な</sup>神<sup>か</sup>か  
 ほ<sup>る</sup>み<sup>み</sup>  
 義<sup>き</sup>と<sup>と</sup>國<sup>く</sup>に<sup>に</sup>  
 平<sup>や</sup>安<sup>ろ</sup>は  
 安<sup>す</sup>き  
 聖<sup>ま</sup>靈<sup>ぬ</sup>的<sup>し</sup>  
 快<sup>さ</sup>樂<sup>よ</sup>の<sup>き</sup>  
 樂<sup>た</sup>の<sup>の</sup>  
 樂<sup>し</sup>み<sup>の</sup>

か<sup>あ</sup>み<sup>二</sup>の<sup>ふ</sup>  
 み<sup>は</sup>の<sup>た</sup>  
 の<sup>せ</sup>つ<sup>は</sup>  
 み<sup>つ</sup>ら  
 く<sup>ら</sup>  
 に<sup>ら</sup>  
 を<sup>ら</sup>  
 を<sup>ら</sup>  
 む<sup>ち</sup>  
 す<sup>か</sup>  
 び<sup>ら</sup>  
 た<sup>を</sup>  
 ま<sup>を</sup>  
 へ<sup>を</sup>  
 り<sup>を</sup>

心<sup>こ</sup>上<sup>か</sup>隠<sup>か</sup>  
 る<sup>み</sup>く  
 ろ<sup>れ</sup>身<sup>み</sup>  
 に<sup>の</sup>  
 や<sup>の</sup>  
 ざ<sup>の</sup>  
 る<sup>の</sup>  
 か<sup>か</sup>  
 み<sup>か</sup>  
 む<sup>か</sup>  
 す<sup>か</sup>  
 び<sup>か</sup>  
 が<sup>か</sup>  
 み<sup>か</sup>

聖<sup>き</sup>  
 よ<sup>よ</sup>  
 き<sup>き</sup>  
 靈<sup>み</sup>  
 た<sup>た</sup>  
 ま<sup>ま</sup>  
 は<sup>は</sup>

善<sup>よ</sup>  
 さ<sup>さ</sup>  
 に<sup>に</sup>

た<sup>し</sup>高<sup>た</sup>  
 か<sup>ろ</sup>か<sup>か</sup>  
 み<sup>し</sup>く  
 む<sup>め</sup>  
 す<sup>す</sup>  
 び<sup>す</sup>  
 の<sup>る</sup>  
 の<sup>る</sup>

ま<sup>ヤ</sup>  
 た<sup>一</sup>  
 父<sup>ち</sup>  
 神<sup>が</sup>  
 が<sup>み</sup>  
 み<sup>も</sup>

古<sup>い</sup>  
 に<sup>し</sup>  
 し<sup>へ</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>

萬<sup>よ</sup>  
 ろ<sup>ろ</sup>  
 づ<sup>づ</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 物<sup>も</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>

ち<sup>か</sup>  
 か<sup>か</sup>  
 ら<sup>ら</sup>  
 に<sup>に</sup>  
 て<sup>て</sup>  
 て<sup>て</sup>  
 は<sup>は</sup>  
 つ<sup>つ</sup>  
 く<sup>く</sup>  
 ら<sup>ら</sup>  
 れ<sup>れ</sup>  
 に<sup>に</sup>  
 け<sup>け</sup>  
 り<sup>り</sup>

か<sup>か</sup>  
 み<sup>み</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>

書<sup>ふ</sup>  
 み<sup>み</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>  
 の<sup>の</sup>

ぬ<sup>ぬ</sup>  
 し<sup>し</sup>  
 に<sup>に</sup>  
 こ<sup>こ</sup>  
 そ<sup>そ</sup>  
 あ<sup>あ</sup>  
 れ<sup>れ</sup>

身<sup>み</sup>  
 に<sup>に</sup>  
 て<sup>て</sup>  
 人<sup>ひ</sup>  
 と<sup>と</sup>  
 ら<sup>ら</sup>  
 を<sup>を</sup>

基<sup>キ</sup>  
 督<sup>ト</sup>  
 ク<sup>ク</sup>  
 リ<sup>リ</sup>  
 ス<sup>ス</sup>  
 ト<sup>ト</sup>



かみぐにを  
 全せん地に  
 開ひらき  
 なさんどて  
 成つもと  
 ぬしは  
 のぞみぬ  
 いつも  
 各人れへも  
 臨のぞみぬ  
 ひじりらに  
 住すみて  
 聖國にを  
 なしたまふ  
 天あまの  
 身みぬしは  
 いとも  
 かしこし  
 天てん<sup>○</sup>  
 皇わう<sup>○</sup>  
 は  
 高た<sup>○</sup>  
 か<sup>○</sup>  
 身み<sup>○</sup>  
 結む<sup>○</sup>  
 す<sup>○</sup>  
 び<sup>○</sup>  
 の  
 こに  
 います  
 子孫  
 して  
 忠な  
 ほみ  
 らは  
 上か<sup>○</sup>  
 み<sup>○</sup>  
 結む<sup>○</sup>  
 す<sup>○</sup>  
 び<sup>○</sup>  
 が<sup>○</sup>  
 み<sup>○</sup>

備考

天地初發之時於高天原成神名天之御中主神訓高下天云次高御產巢日神  
 阿麻下效此

次神產巢日神此三柱神者並獨神成坐而隱身也  
 あめつちの はじめの さき たかまがはらに なりませる かみの  
 みなは あまのみなかぬしのかみ(高のしたの天をくんじて あまこ  
 いふ しもこれにならふ)つぎに たかみむすびのかみ つぎに か  
 みむすびのかみ このみはしらの がみは みなひさりがみ なりま  
 して かくりみにましき

右は元明天皇の和銅五年即神武天皇紀元千三百七十二即基督紀元七  
 百十二年安萬侶が稗田阿禮の研究に基て著述したる古事記の傳ふる所  
 なり又安萬侶は其序文に於て乾坤初て分れて參神造化之首を作し陰陽  
 斯に開けて二靈群品之祖爲り云へり

いのり (大正四年八月四日詠) (譜第二六三番)

きよき	きわみの	わが	ちみかみ
みさかえ	こはに	いやまし	たまへ
みくにを	こゝに	ひらき	たまひて
みすがたを	よに	みえしめ	たまへ
われを	きよめて	さかえを	えしめ
また	ひとびとへ	きよめしめ	たべ
みめぐみに	より	たまを	うるほし
あしき	ためしに	かたしめ	たまへ

かみにはさかえ (大正四年十二月廿五日) (譜第一一六番)

あまのみの	なかの	ぬしなる	わが	かみよ
あま	ちがみよ	さかえ	させたべ	
たかみなる	むすびの	かみに	クリストに	
あま	すめらぎに	みさかえ	あれよ	
かくれみの	かみ	むすびがみ	きよたまに	
なほき	ひとらに	みさかえ	あれよ	

### 醫王團宣言

第一條 吾らは天地の主なる全能の父神に造られし者にして永久に神の物なり

第二條 吾らは曾て人生の醫療の爲に誠意盡力し給ひしに世人の罪惡の故に苦められ給ひ、殺され給ひ而て神に因て甦らされ給ふたる醫王(イエシユア クリストス)の志を吾らの志として人生を其病態より救ふを以て吾らの天職と認む

第三條 吾らは世界人性を醫療するを吾らの生活の目的とすと雖も先づ日本帝國の健康長命を企圖す

第四條 吾らは斯志を實行する方法として醫王團を結立す

第五條 本團に入らんとし又は入りたる者は上文の意志を有し且之

に相當する行動を執る者ならざる可らず

第六條 本團の行動を統一整理する爲に左の役員を定む

團長	一	人
副長	若	干
執事	若	干
	人	人

團長は團の行動を統一す

副長は團長を補佐す

執事は團の庶務を整理す

第七條 吾らは聖書中の聖訓及明治廿三年及四十一年の勅語に従ひ  
又聖靈の指導に従ふて活動す

千九百十三年 大正二年 十二月二十五日發表

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナ  
リ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母  
ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣  
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉  
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民  
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ  
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

## 明治天皇御製

久かたの空に晴れたる富士の根の

高きを人のこゝろともかな

世はやすく治りぬとて人みな

ゆるふ心をあたになるべき

過をいさめかはして國のため

力をつくせますらをの友

國の爲いよくつくせ千萬の

民のこゝろを一つにはして

廣き世に交りなからいかなれば

せはきは人のこゝろなるらん

目に見えぬ神の心に通ふこそ

人のこゝろの誠なりけれ

## 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自疆息マサルハシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚センコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

## 御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 副署

## 明治天皇御製

さし登る朝日のことく爽に

もたまほしきは心なりけり

淺みどり澄み渡りたる大空の

ひろきをおのか心ともかな

事なしとゆるふ心はなかくくに

仇あるよりも危かりけり

弓矢もて神の治めし國人の

事なき世にも心ゆるふな

國民の力のかきり盡すこそ

我が日本のかためなりけれ

易くして爲し得難きは世の中の

人の人たるおこなひにして

照憲皇太后御歌(明治二十年三月十八日  
華族女學校ニ賜リタル)

## 金剛石

金剛石もみがくずば

珠のひかりはそはざらむ

人もまなびてのちにこそ

まことの徳はあらはるれ

時計のはりのたえまなく

めぐるがごとく時のまの

日かげをしみてはげみなば

いかなるわざかならざらむ

## 水は器

水はうつはにしたがひて

そのさまぐになりぬなり

人はまじはる友により

よきにあしきにうつるなり

おのれにまさるよき友を

えらびもとめてもろともに

こゝろの駒にむちうちて

まなびの道にすゝめかし

## 勅諭

(軍隊に賜はりし)

我國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にぞある、昔、神武天皇躬  
 づから大伴物部の兵ごもを率ひ、中國のまつろはぬものごもを討ち  
 平げ給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二  
 千五百有餘年を経ぬ、此間世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革  
 も亦屢なりき、古は天皇躬づから軍隊を率ひ給ふ御制にて、時あ  
 りては、皇后、皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を  
 臣下に委ね給ふことはなかりき、  
 中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左  
 右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども、打

續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸く文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治となりぬ、世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらず、とはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき、降りて弘化、嘉永の頃より、徳川の幕府其政衰へ、剩へ、外國の事ども起りて、其侮をも受けぬべき勢に迫りければ、朕が皇祖 仁孝天皇、皇考 孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ、忝くも又惶けれ、然るに 朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名 小名 其版籍を

奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ、是文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり、歴世祖宗の專、蒼生を隣み給ひし御遺澤なりといへども、併 我臣民の其心に順逆の理を辨て、大義の重きを知れるが故にこそあれ、されば、此時に於て兵制を更め、我國の光を耀さんと思ひ、此十五年が程に、陸海軍の制をば今の様に建定めぬ  
夫兵馬の大權は、朕が統る所なれば、其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は、朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再び中世以降の如き、失態なからんことを望むなり、  
朕は、汝等軍人の 大元帥なるぞ、されば、  
朕は汝等を

股肱と頼み、汝等は 朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき、朕が國家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に報ひまゐらすることを、得るも得ざるも、汝等軍人が其職を盡すと盡さざるに由るぞかし、我國の稜威振はざることあらば、汝等能く 朕と其憂を共にせよ

我武惟揚りて其榮を耀さば、朕汝等と其譽を偕にすべし、汝等皆其職を守り 朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さば、我國の蒼生は永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし

朕、斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべきことこそあれ、いでや 之を左に述む

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし、凡、生を我國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるべき、況して、軍人たらんものは、此心の固からでは、物の用に立得べしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは、如何程技藝に熟し、學術に長ずるも、猶偶人にひとしかるべし、其隊伍も整ひ、節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同じかるべし

抑國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の消長は、是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ、其操を破りて不覺を取り、汚名を



受るなかれ

一軍人は、禮儀を正くすべし、凡軍人には、上元帥より下一卒に至るまで、其間に官職の階級ありて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば、新任の者は舊任の者に服従すべきものぞ、下級のものは上官の命を承ること、實は直に朕が命を承る義なりと心得よ、己が隷屬する所にあらずとも、上級の者は勿論、停年の己より舊きものに對しては、總て敬禮を盡すべし、又上級の者は下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず、公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども、其外は懇に取扱ひ、慈愛を專一と心掛け、上下一致して王事に勤勞せよ、若軍人たるものにして、禮儀を紊り、上を敬まはず下を惠ますし

て、一致の和階を失ひたらんには、嘗に軍隊の蠱毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし  
一軍人は武勇を尙ぶべし、夫武勇は、我國にては古より最も貴べる所なれば、我國の臣民たらんものは、武勇なくては叶ふまじ、況して、軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか、されど、武勇には大勇あり小勇ありて同じからず、血氣にはやり、粗暴の振舞なせむは武勇とは謂ひ難し、軍人たらむものは、常に能く義理を辨へ、膽力を練り、思慮を殫して事を謀るべし、小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず、己が武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ、されば、武勇を尙ぶものは、常々人に接るには、温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛け

よ、由なき勇を好みて猛威を振ひたらば、果は世人も忌嫌ひて、  
豺狼などの如く思ひなむ、心すべきことにこそ

一軍人は信義を重んずべし、凡信義を守ることを常の道にはあれど、  
わきて、軍人は信義なくては、一日も隊伍の中に交りてあらんこ  
と難かるべし、信とは、己が言を踐行ひ、義とは己の分を盡すを  
いふなり、されば、信義を盡さむと思は、始より其事の成し得  
べからざるかを、審に思考すべし、臆氣なることを假初に諾ひ  
て、よしなき關係を結び、後に至りて信義を立てんとすれば、進  
退谷りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし、始に能  
能事の順逆を辨へ理非を考へ、其言は所詮踐むべからずと知り、  
其義はとて守るべからずと悟りなば、速に止るこそよけれ、

古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り、或は公  
道の理非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたたら、英雄豪傑ども  
が、禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を後世まで遺せること、其  
例尠からぬものを、深く警めでやはあるべき

一軍人は質素を旨とすべし、凡質素を旨とせざれば、文弱に流れ、  
輕薄に趨り、驕奢華美の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も  
無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はじきせら  
るゝまでに至りぬべし、其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり  
此風一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風  
も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり、朕深く之を懼れて、曩に  
免黜條例を施行し、略此事を誠め置きつれど、猶も其惡習の出ん

ことを憂うれひて心安こころやすからねば、故こゝろさらに又また之これを訓をしふるぞかし、汝等軍人、  
ゆめ此訓誡このをしへを等閑なほざりにな思おもひぞ

右の五ヶ條は、軍人たらむもの暫しばらくも忽ゆるがせにすべからず、さて、之これを行  
はんには、一の誠心まことこころこそ大切たいせつなれ、抑おさ、此五ヶ條は我軍人の精神に  
して、一の誠心まことこころは又五ヶ條の精神せいしんなり、心誠こころまことならざれば、如何いかなる  
嘉言かげんも善行ぜんかうも皆みなうはべの裝飾かざりにて、何なんの用ようにかは立たつべき、心だに  
誠まことなれば、何事なにことも成なるものぞかし、況ましてや、此五ヶ條は、天地の  
公道こうだう、人倫じんりんの常經じやうけいなり、行おこなひ易やすく守まもりやすし、汝等軍人能なんぢらじんよく、朕ちんが  
訓をしに遵したがひて、此道このみちを守まもり行おこなひ、國くにに報ひくゆるの努つとめを盡つくさば、日本國の  
蒼生さうせい舉ありて之これを悦よろこびなむ、朕一人の擇えらひのみならんや

明治十五年一月四日

御名 御璽

昭憲皇太后十二德御詠

節制

花の春もみちの秋のさかつきも

ほとくりにこそくまほしけれ

清潔

しろたへの衣のちりははらへとも

うきは心のくもりなりけり

勤勞

みかゝすは玉もひかりはいてさらむ

人のこゝろもかくそあるへき

沈黙

過ぎたるは及はさりけりかりそめの

言葉もあたにちらさゝらなむ

確志

人こゝろかくそあるへき白玉の

眞玉は火にもやかれさりけり

誠實

とりくにつくるかさしの花よりも

にほうこゝろのまことをそおもふ

温和

みたるへきおりをはおきてはな櫻

まつるむほとをならひてしかな

謙遜

高嶺をも底にうつして山水の

ひきくにゆくをこゝろともかな

順序

奥ふかき道にもいらむものことの

はじめ終のみたれさりせは

節儉

くれ竹のほとよきふしをたかへすは

末葉のつゆもみたれさらまし

寧靜

事にふれ身はいかさまにくたくとも

こゝろはゆたになすよしもかな

公義

よろつ民すくはむ道もちかきより

おして遠きにゆくよしもかな

勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑洽ス

朕今不績ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共和ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

(大正元年七月三十一日)

ちよなむぢの  
 われわれのうへに  
 してわれわれを  
 なむぢのくにを  
 われわれにげに  
 かてをわれらに  
 われらにつみを  
 ひどへにゆるしぬ  
 してわれわれを  
 おちいるなから

きよたまを  
 きたしたべ  
 きよめたべ  
 ひらきたべ  
 ひかなめなる  
 ひいたたまへ  
 ゆるしたべ  
 われわれも  
 こゝろみに  
 しめたまへ

(一) いのり

【ルカ 十一の二一四】

(イェシヤのをしへたまひし  
いのりかた  
明治四十五年一月十四日譯)

(譜美歌  
第二〇〇番)

(三) いのり

【マッテオ 六ノ九—十三】

(主の祈と稱へらる) (明治四十五年一月十四日譯) (譜同上)

たかまの	はらに	すみませる
われわれの	ちよ	なむちのな
きよき	きはみに	ましたまへ
なむちの	くにを	ひらきたべ
なむちの	あまに	あるおもひ
またちの	うへに	なりたまへ
ひごと	われらを	やしなはむ
かてを	われらに	けふたまへ
われらに	つみを	ゆるしたべ
ひとへ	ゆるしぬ	われわれも

(三) 君の榮

(明治四十五年二月十一日詠) (譜同上)

われらを	ためし	たまはざれ
すくはせ	たまへ	われわれを
あくを	まぬがれ	しめたまへ
そもそも	くにや	ちからまた
きらびやか	さは	なにつけり
とこしへに	まで	しむじつに
やまとひめ	ぎみ	さかえませ
とこしへ	いよ	さかえませ
あめつち	てらす	ひのもとの
みたまに	よりに	さかえませ
せかいの	ひとを	すくふべき

イエシュアに ちからより  
すべて ちからの  
ちゝがみに により  
きみ みさかえぞ  
どこしへ いよゝ  
さかえませ  
もとにます  
さかえませ  
わがのぞみ  
さかえませ

(四) 一神にして四位

(明治四十五年詠) (譜同上)

天照し在す  
イエシュアなりし  
萬世に一人の  
忠誠比なき  
古昔も現今も  
榮光と名譽  
父神に  
クリストに  
大君に  
聖靈に  
後の世も  
みな歸せよ

(五) 現代の君へも永世の主へも忠誠を盡せ  
【マルコ 十二の十七】 (大正元年譯)  
ケーザルのものは ケーザルへ  
かみのは かみへ かへすべし

(六) 天皇及政府は神及クリストの代表なり

【ローマ 十三の一六】 (大正元年譯)  
(畏に政府に反對する悪習慣は之を大正せざるべからず)

政府の權威らに各從順なれ蓋神よりならざる政府なし各政府は  
神の立てたる所なり故に政府に反抗する者は神の指定に逆ふな  
り逆ふ者らは自ら其審判を受ざる可からず蓋治むる者らは善行  
の恐懼に非ずして只惡行の恐懼なり汝若政府を恐るゝなからん  
と欲せば善事を行へ然らば彼より褒譽を得ん蓋彼は神の臣にし



て汝に益せん爲に立てられたるなり之に反して汝若惡事を行  
は、い恐れざる可らず蓋彼は徒に劍を執れるに非ず彼は神の臣な  
れば惡行者に刑罰を遂行する者なり故に雷に刑罰に縁りての  
みならず良心に縁りて從順なる可きの義務あり汝らは又其故に  
税らを納む蓋これ神の官吏らにして之が爲に其職務に従事する  
者らなればなり

(七) 孝行は神の命

【マルコ 七の九—十三】 (大正元年譯)

蓋爾等は神の誠律を棄て、人の傳説を執れり、  
傳説を守らん爲に好く神の誠律を廢す蓋モーセ曰へり爾の父  
及爾の母を言る者は死す可しと然るに、  
斯く爾等は爾等の

傳説に據りて神の言を廢す而て爾等は多く斯の如きことを行ふ  
なり

(八) 正法に奇跡を要せず

【マルコ八の十二】 (大正元年譯)

(ア) 何すれぞ  
此輩はは 證徴を  
吾眞實に 汝らに告ぐ  
斷ちて證徴は 今の代に  
與へらるること なかるべし

(九) 神を忘れな

【マルコ 八の三十三】 (大正元年譯)

(譜第一三七番)

ペテロを しかり のたまはく

サタンよ あとへ しりぞけよ  
なむちは かみを おもふなく  
ひとのこゝののみ おもふなり

(十) 偉人の行爲

【マルコ十の四十三—四十四】(大正元年譯)(譜第三五一番)

ならの うちにて おほいなる  
ならんと おもふ そのものは  
ならの つかはれ びととなれ  
また なむぢらの うちにあり  
かしら ぢらんと おもふもの  
すべて の ひとの しもべたれ

(十一) ほゝゑみ

(明治四十四年詠)(譜第四二八番)

ほゝゑみて あれ やまとびと  
ゑみて いのちの みちをえよ  
十のうへに さへ をはりぬと  
つげし エーシユの ゑみをみよ

(十二) 慰安の歌

(明治四十二年六月詠)(第四二八番)

愛<sup>あ</sup>疼<sup>いた</sup>の<sup>の</sup>み<sup>み</sup>て<sup>て</sup> 惱<sup>なや</sup>む<sup>む</sup> 生<sup>い</sup>事<sup>こと</sup> あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>じ  
愛<sup>あ</sup>如<sup>い</sup>の<sup>の</sup>威<sup>い</sup>力<sup>り</sup>に<sup>に</sup> 父<sup>ち</sup>生<sup>い</sup> くら<sup>ら</sup>身<sup>み</sup>は<sup>は</sup>  
愛<sup>あ</sup>の<sup>の</sup>御<sup>み</sup>所<sup>ところ</sup>爲<sup>こと</sup>と 知<sup>し</sup>父<sup>ち</sup> 神<sup>かみ</sup>の<sup>の</sup>  
の<sup>の</sup>御<sup>み</sup>所<sup>ところ</sup>爲<sup>こと</sup>と 知<sup>し</sup>父<sup>ち</sup> 神<sup>かみ</sup>の<sup>の</sup>

(十三)

かみののり

(天の道)

【マルコ十二の卅一—卅二】(大正二年譯)(譜第二〇〇番)  
われらの かみは きみのみぞ

こゝろを つくし  
 まちからほか  
 ながかみいきみ  
 こながかみいき  
 まなむちの  
 こなむちの

たましひを  
 こゝろばせ  
 みなつくし  
 あいすべし  
 のりぞかし  
 のあいすべし

(十四)

分争は敗滅を招く

(譜第一三七番)

マールコ 三の廿四、廿五及廿七 (大正二年譯)

もしくにかれ  
 らにの  
 まさる

あらそはば

そのくにたつを  
 もしいへわかれ  
 そのいへたつを  
 つよきひとすむ  
 つよきひとすむ  
 のちよきひとすむ

うべからず  
 あらそはば  
 うべからず  
 いへにいり  
 ざるをえじ  
 しばりたる  
 うばふなる

(十五)

詩第廿四篇

(大正三年活譯) (譜第一七四番)

眞正の神民

とちとそ  
 みてはそ  
 せんちそ

そのうへに  
 ものぞかし  
 そのうへに

なはんちら 光榮の天皇  
 どのかはの かごらよ  
 さかえのの ききは  
 さかえのの ききは  
 いかえのの ききは  
 さかえのの ききは  
 さかえのの ききは  
 さかえのの ききは

とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ  
 とをあげよ

すめるは かのきそを  
 またおほみづに  
 かみの  
 おほみづに  
 おほみづに  
 おほみづに  
 おほみづに  
 おほみづに  
 おほみづに

ものぞかし  
 うみにおき  
 さだめたり  
 のはたぞり  
 たつはたぞ  
 いさぎよき  
 ひとぞそれ  
 ひとぞそれ  
 ひとぞそれ  
 ひとぞそれ

(十六) 明治大帝

(大正二年六月廿六日詠)

昔む 吾わ 良よ 患な 惟お 明め 文ぶ 皇き 神か  
 か れ き や も い ん み み  
 し 儕ら 船ふ 難み へ 治ち 化わ 萬と 出い  
 話ば を な の 内う ち 皇き 武備 びを 世へ  
 な し 救す 長を 多し げ外と みに は  
 の ひ の さ に

黄こ 給た 大お 険け 追せ 大お 最い 一い 日ひ  
 が ま ほ は ま ほ ど つ の  
 金 ね は 君き し り 帝み 進す な 本も  
 島 じ れ み さ 來き か ざ め れ どの  
 ま り は を し ざ

世せ かいの 墓した 光ひ かり  
 今いま 其その 國ぐ に 等ら と  
 白しろ 人と 國ぐ に 等ら と  
 南みな なみ 臺たい 灣わ ン  
 かから ふと 島じ まに  
 樺やう はく 島じ まに  
 ちやう 白はく 山さん は  
 長たそ の 外そ とに  
 又また 其その 外そ とに  
 たみへ 世せ かいへ  
 人たみへ 世せ かいへ  
 やすきを すすむ(る)  
 平安すきを すすむ(る)  
 まんせい 生きて

日ジャ 輝り 渡わ たり 國く  
 北きた の 方か た  
 えだを の 延の べ  
 枝だを の 延の べ  
 にした の 延の べ  
 西が 鐵つ 路ろ  
 吾わ が 鐵つ 路ろ  
 幸い 福は ひを  
 ちうの 皇き み  
 忠るの 皇き み  
 光りませと

祈いのりし祈いのり

聴きかるらん

(十七) 忠の一事

(譜第一三七番)

ちよいおんかみ  
いのちのいづみ  
かんあくをさり  
ちうのいちじに

われわれに  
ひらきたべ  
たまはりて  
いかしたべ

(十八) 神の子

(おほむねツイスによる  
大正二年六月十八日譯)

(譜第一八二番)

ヤ一ウエは  
つまこを  
されども  
たみを

いきませば  
えうあらし  
ゑりあげし  
なづけたり

【ヨ一セ二卷四ノ廿二、ホセア十一ノ一、マテオ二ノ十五】

またそのたみの  
わがことおほせ

わうをよび  
たまひけり

【詩八十九ノ廿六―廿七、詩二ノ七】

なんぢはわれの  
このひなんぢを  
これぞメシアの  
してイエシュアは  
またかみのこと  
されどいつより  
これには四つの  
だいにエスは  
そのよみがへり  
かみのこなりと

こなるぞよ  
われうめり  
よげんなる  
かれなれば  
となへらる  
かれなるか  
おもひあり  
ひとなれど  
たるによりぬ  
さだまりぬ

【使二ノ廿二及卅二卅六及十三ノ卅三、ローマ一ノ四】

だ い 二 は エ ス の  
 う け に し と き に  
 さ だ め ら れ に き  
 メ ツ シ ア と し て  
【マルコ八ノ廿七―卅、ルカ三ノ廿二、マルコ一ノ廿四及卅四及三ノ十一  
及五ノ七、マテオ四ノ三及六、マルコ九ノ七】  
 だ い 三 エ ス は  
【ヨハネ一ノ四、フィリピ二ノ五―十一、ヨアン一ノ一―五】  
 す で に ヤー ウ エ と  
 だ い 四 イ エ シ ュ は  
 よ り て は ら ま れ  
【マテオ一ノ十八―廿五、ルカ一ノ廿六―卅八及二ノ一―廿】  
 こ れ い と お そ き  
 さ と く に び と の  
 わ が エ ス け う に  
 パ プ テ ス マ  
 か み の こ と  
 か く れ た る  
 よ に あ り き  
 よ の は じ め  
 と も な り き  
 か み だ ま に  
 う ま れ た り  
 お も ひ に て  
 か み ば な し  
 い り し な り

わ が く に び と よ  
 ま た だ い 三 は  
 あ が め て と き し  
 さ れ ば イ エ シ ュ が  
 ま た か み の こ と  
 か れ が し たる  
 よ み が へ り たる  
 あ め に の ぼ り し  
 そ の と き ま で は  
 さ れ ど よ に あ る  
 メ シ ア の た ち の  
 ま っ そ の さ か え  
 そ の は じ ま り は  
 こ れ を し れ  
 か み だ ま を  
 も の な ら め  
 メ シ ア た り  
 き ま り し は  
 の ち に あ り  
 と き に あ り  
 と き に あ り  
 か く れ け り  
 エ ス に は や  
 そ な は り て  
 み え た り き  
 バ プ テ ス マ

(十九) 所 感

(明治四十四年七月初旬詠)

(譜第一三七番)

サタンはひさを  
あらしけり  
されどみかみは  
よりつよし  
さにはさかえむ  
くにのため  
まごころこめて  
たゞかはむ

(二十) 目的ある生存

(リンデンベルヒ言  
大正元年九月十九日譯)

(譜第三八六番)

光明へ上れ  
進み進みて  
樂しく期望  
努力のよめ  
敏捷く事を  
然らば生存の  
確と見よ  
退くな  
又勇ましく  
又兼ねて  
行へよ  
目的あり

偉大を志す  
達することや

多者は又  
多からん

(二十一) 七 福 約

(大正二年七月二日譯)

【マツテオ 五ノ二一十二】

(譜第三五一番)

まづしきことろ  
いとさいはひぞ  
くにはかれらの  
へりくだりぬる  
いとさいはひぞ  
くにはかれらの  
かなしみうれひ  
いとさいはひぞ  
なぐさめらるゝ  
なるものら  
そはあめの  
ものなれば  
ものらこそ  
そはつちの  
あるものら  
そはかれら  
ときあれば



うえてかはきて  
 ものらはいたく  
 そはあくことを  
 いとさいはひぞ  
 こゝろをもてる  
 そはあはれみを  
 いとさいはひぞ  
 こゝろをもてる  
 そはかみをみる  
 いとさいはひぞ  
 きたすところの  
 そはかみのこと  
 せいぎのため

ぎをしたふ  
 さいはひぞ  
 うべければ  
 あはれみの  
 ものらこそ  
 うくるらん  
 いさぎよき  
 ものらこそ  
 ことをえん  
 やすらかを  
 ものらこそ  
 よばれなん  
 せめらるゝ

ものらはいとも  
 あまくにはその  
 もしなんちらを  
 ひとらがそしり  
 しゅじゅあしまに  
 なんちらいたく  
 あまつむくひの  
 ならよろこびて  
 そもそもならに  
 よげんしゃたちは  
 またそのごどく

さいはひぞ  
 ものなれば  
 われゆゑに  
 はくがいし  
 いひなさば  
 さいはひぞ  
 おほければ  
 たのしめよ  
 さきだちて  
 はくがいを  
 うけたりき

(三十二) 神の國

(大正二年八月六日譯)(譜第三五一番)



吾<sup>わ</sup>青<sup>あを</sup> 貴<sup>たよ</sup>而<sup>しか</sup> 吾<sup>わ</sup>良<sup>よき</sup> 内<sup>うち</sup>吾<sup>わが</sup> 榮<sup>さか</sup>秀<sup>ひ</sup> 日<sup>ひ</sup>惟<sup>おも</sup>  
 ら 海<sup>うな</sup> き し ら 船<sup>ふな</sup> 外<sup>と</sup> 敷<sup>しき</sup> え で の ふ  
 の 原<sup>はら</sup> 業<sup>わざ</sup> 興<sup>おこ</sup> 救<sup>すく</sup> 長<sup>なが</sup> 憂<sup>うれ</sup> 島<sup>しま</sup> 皇<sup>きみ</sup> 士<sup>し</sup> 光<sup>ひか</sup> 皇<sup>きみ</sup>  
 幸<sup>さい</sup> の の し ひ の 患<sup>わざ</sup> に は の り の

盡<sup>つ</sup>水<sup>みづ</sup> 多<sup>おほ</sup>給<sup>たま</sup> 給<sup>たま</sup>ご 繁<sup>しげ</sup>壓<sup>おし</sup> 大<sup>おほ</sup>山<sup>やま</sup> 月<sup>つき</sup>聖<sup>おん</sup>  
 く の き ひ は と か 迫<sup>せま</sup> な よ と  
 あ の か に れ 皇<sup>きみ</sup> り 照<sup>て</sup>  
 じ 如<sup>ごと</sup> な し り は き る り も り 功<sup>いさを</sup>

静<sup>しづ</sup>畏<sup>かしこ</sup> 明<sup>あ</sup>大<sup>た</sup>  
 に く 治<sup>ち</sup>正<sup>しやう</sup>  
 送<sup>おく</sup>も 天<sup>てん</sup>初<sup>しよ</sup>  
 り 亦<sup>また</sup>皇<sup>わ</sup>年<sup>ねん</sup>

吾<sup>わ</sup>感<sup>かん</sup>變<sup>かは</sup>昔<sup>むかし</sup>エ 醫<sup>い</sup>其<sup>その</sup>此<sup>この</sup>  
 人<sup>ひと</sup>謝<sup>しや</sup>ら も ク 王<sup>わう</sup>靈<sup>たま</sup>國<sup>くに</sup>  
 愛<sup>あい</sup>の ぬ リ は  
 せ 心<sup>こ</sup>愛<sup>あい</sup>今<sup>いま</sup> ス ト 茲<sup>こゝ</sup>魂<sup>たま</sup>人<sup>ひと</sup>  
 ん 情<sup>なさけ</sup>の も は に を を

(二十五)

明治天皇奉送詩

(大正元年九月十三日詠  
 譜 今様 等)

奉<sup>たてまつ</sup> 悲<sup>かな</sup>靈<sup>たま</sup>九<sup>く</sup>  
 し 月<sup>づわつ</sup>  
 く 柩<sup>ひつぎ</sup>の  
 る も を 夜<sup>よ</sup>

堅<sup>か</sup>歌<sup>うた</sup>父<sup>ちち</sup>後<sup>のち</sup>生<sup>う</sup>臨<sup>のり</sup>衛<sup>まも</sup>愛<sup>い</sup>  
 常<sup>とこ</sup>は の れ み ら し  
 盤<sup>はな</sup> 神<sup>かみ</sup> 世<sup>よ</sup> け た ん  
 に ん に も り り と み

心皆招王其使癒人  
 たのきは命すの  
 れて病れ  
 よ人之めさん王む  
 とにををへ爲はを醫愈のめの

(二十六)

王

教の幼愛弱與生臨最  
 り兒れへきた在奇  
 給たるにしりく  
 ふのみをししりく

(明治四十三年十二月三十日詠)

(譜第五六番)

永慈治永今屢萬吾ア二超明  
 主愛べ遠しや歳皇ナ十え治  
 の正さいの期叫經強者よ紀最年  
 朋義給世望もくこの早は

活事父限疑望存生仰列大四  
 かとり聖なはしきが國日十  
 しせせし給たれに日五  
 べし神かくじがとへぬに本を

祖<sup>し</sup>幸<sup>さ</sup>智<sup>ち</sup>畏<sup>か</sup>母<sup>は</sup>家<sup>い</sup>我<sup>わ</sup>劣<sup>お</sup>者<sup>り</sup>の  
 福<sup>ち</sup>守<sup>も</sup>國<sup>こ</sup>勇<sup>ゆう</sup>仁<sup>じん</sup>父<sup>ち</sup>者<sup>しや</sup>を  
 居<sup>か</sup>日<sup>ひ</sup>を 癩<sup>す</sup>慈<sup>じ</sup>者<sup>れ</sup>愛<sup>あい</sup>の  
 を 造<sup>つく</sup>本<sup>もと</sup>者<sup>れ</sup>を の  
 りに を の の を る に

(二十七)

誠

意

獨<sup>ど</sup>皇<sup>わう</sup>勵<sup>れい</sup>如<sup>に</sup>醫<sup>い</sup>抱<sup>た</sup>美<sup>み</sup>給<sup>たま</sup>  
 帝<sup>てい</sup>立<sup>た</sup>か ま 帝<sup>てい</sup>は の  
 ひとりぬきしはごてはの

(大正三年一月二十日詠)(譜第一三七番)

まことごころの  
 まごころならは  
 さらばおにをも  
 ただまごころを

ひとぞよき  
 むちもよし  
 しのばなん  
 われしたふ

まごころてらす  
 まごころにすむ  
 よしやあめつち  
 まことごころに  
 みたまへみえぬ  
 さたんのみえぬ  
 ながめでしこへ  
 のろふたくみの  
 わがまごころは  
 みめぐみにより  
 ながおほせこそ  
 かみよみむねを

くにさかえ  
 たみやすし  
 あらぶども  
 くひあらじ  
 いつはりを  
 わざはひを  
 やをばむけ  
 けはしさを  
 なよりいで  
 そだちきぬ  
 いのちなれ  
 なしたまへ

(三十八) バプテスマ

(譜第一六番)

バプテスマ

このみをしづむ

あまみづに

あらひきよめよ

わがみをたまを

いまやわが

けがれしひとぞ

ししにける

あめつちもうせ

のこりものなし

ああちちよはや

クリストス

きよみたま

ただながために

なによりていく

おほみかみ

なこそいとよき

いのちなれ

さかえやちから

ただなへきせよ

(三十九) 参宮歌

ダビツより

【詩第百三十三篇】

(大正二年二月二日譯)

(譜第一三七番)

視よや同胞  
住めるの如何に

美共

し同

く

また愛らしく  
首の上の

最ありぬるを  
貴き

香油

の

上

に

へ

降

衣の裳

の

上

に

さ

へ

降りかゝりある

ア

ア

ロ

ン

髻へ滴る

ご

と

き

か

又ヘルモンの

山

の

露

が

シオン

山

の

上

に

ふりじたるが

ご

と

き

か

抑もヤエ

聖

と

恩

を

永遠の

生

命

を

其所に示させ

給

は

れ

り

(三十) やまご姫

(明治四十二年九月五日詠)

(譜第五六番)

三大州の東洋に  
 青海原を御裳とし  
 水底深く堅岩を  
 颯風狂瀾迫るとも  
 三千年の古昔より  
 一系の君と獨立の  
 皇御意は民に活き  
 靈氣溢るゝ御姿勢  
 其御首に照る鏡  
 是ぞ皇祖の御垂訓  
 萬象明かす智の鏡  
 清き武勇は草薙の

立たせ給へるやまご姫  
 青天上に着し給ふ  
 御足の臺を踏み在せば  
 太平基揺がじな  
 我現時代を連ねたる  
 民は世界に類例なし  
 民の命は皇に住み  
 榮光優れしやまご姫  
 御胸に玉璽腰に劔  
 智仁勇をぞ傳ふなる  
 仁慈を盟ふ玉璽  
 劔と與に備へあり

太陽こそは旌旗標  
 四海に響く波のごと  
 静かに臨む父靈  
 人生御手に救へかし

衆生に母の姫なれば  
 萬歳祝ふ聲高し  
 最も愛甚きやまご姫  
 いえすくりすさ侶なれば

(三十一) 南湖院の歌

(明治四十一年六月詠)

第一 基礎の部

大御心を心とし  
 世界の人の身と心  
 頃は明治の三十一年  
 相摸の國の海邊なる  
 清き砂原數千坪  
 受けし攝理の奇しき哉

其聖愛に基きて  
 救ふ職務の南湖院  
 二十世紀の三年前  
 茅ヶ崎村に地を選び  
 十八歳の松萬株  
 基礎は深く据ゑられぬ

清砂示すアブラハム  
蒼天の星諸共に  
砂の清きに根を定め  
松の緑の節操こそ  
次年建てし竹子室  
靈よ來り宿り在せ

第二 創業の部

醫の嗽に因縁ある  
家を造りし岡本の  
母名の室ぞ梅の花  
清き容姿を現はせる  
其秋開けし療養所

承くる子孫の澤山を  
信なる徳の尊さを  
サタンの風を防ぎ立つ  
忠なる義士の龜鑑なれ  
恩愛深き母殿の  
其御名永く傳はれよ

三月四日に工起し  
鶴は飛び行き高く舞ふ  
他の建築に先だちて  
芳香を四方に送りつゝ  
院の職員打揃ひ

三人の病者相共に  
中に副長河野氏  
薔薇の花の美を守り  
其他副長石阪氏  
資性を備へ數多く  
事務は村山盛義なる  
患者に母と慕はれし

第三 病室の部

天佑増し療養具  
建坪千に近づきて  
ヒマラヤ山の峰よりも  
記念の爲めの大家は

初めて住みし一家族  
其名は桃野其人は  
病魔を拂ふ勇ましき  
其名は蓮子蓮華の  
病める人々救ひけり  
忠誠無比の丈夫にて  
山本松子看護長

汽罐に馬力六十餘  
敷地は優に二萬坪  
高き御恩の父殿を  
守正の名を冠むれり



竹子の室と小一丁  
昆蟲防ぐ金の網  
宗正室は愛弟の  
數十間の廊下以て  
斜に下る空橋を  
敬する兄を憶ひ出で  
遙か南の高砂に  
オッオンに富る清良氣

第四 眺望の部

相摸の灘は池の如  
右と左は伊豆相摸  
冬暖むる黒潮の

隔て、繼ぐ長廊下  
他にも進歩を極めたり  
名をぞ留むる病者室  
守正室に連りぬ  
渡れば到る隔離室  
正道室と名づけたり  
立ち列べるは海氣室  
呼吸し嗽下す青き海

煙の白き立ち上り  
人に好かるる江の島は  
之に列ぶは姥島や  
浅海の黒き平島の  
老女の腰を屈む如  
西の方なる山脈は  
函嶺の山や富士の山  
關の東西會ふ坂の  
北に巍峩たる大山に

第五 富士の部

ああ富士山不二の山  
表せん爲めに生ぜし乎

噴火の山を覺らしむ  
灘の東に降り立ち  
平島と呼ぶ小島群  
南東に白き烏帽子岩  
烏帽子の立てる如くなり  
伊豆半島に始りて  
北大山に連れり  
函嶺聳ゆる双子山  
威ある一峰天を指す

日本の國と日本人  
聖美の常盤に輝くを

周圍へ遠く擴りて  
 正なる峯の高潔さ  
 紅き炎を噴きし頃  
 岩さへ熔きて迸らせり  
 威嚴畏き律法なる  
 眞理と恩寵齋し  
 此上なき純白の雲衣  
 太陽常に照り在せば  
 實に神の國神の子を  
 愛せや聖國聖意を

第六 南湖の部

富士の麓に美を添ふる

麓に博き愛示し  
 是ぞ勝優の祭壇  
 叫びて大地震はしめ  
 ヴエスフの山の荒ぶ如  
 モーゼの時代今や超え  
 受膏エス君影住めり  
 叢雲時に圍むとも  
 不二てふ愛兒匂ふなれ  
 表す山ぞ諭し告ぐ  
 信義に立てよ和し行け

王城山に高麗神社

附近の濱の家並は  
 須賀と院を隔つるは  
 河口頓に縮まりて  
 馬入を渡る鐵橋を  
 院の海岸長くして  
 茅ヶ崎驛に着きねれば  
 院へ電話の口開け  
 徒歩にて行くも半時間  
 病魔を防ぐ堅城に  
 天地水陸美を競ひ  
 時々新賚の風光

大磯町や須賀の村  
 其幅廣き馬入川  
 南湖の文字を實にせり  
 走る汽車より見渡せば  
 建物目立つ風車  
 出口に對ふ休憩所  
 其電柱は道案内  
 經たずに着す南湖院  
 神と親しむ樂園に  
 鳥魚蟲花も妙趣添へ  
 醫治成し賜へ大御神

忍<sup>しの</sup>眞<sup>ま</sup>己<sup>おの</sup>愛<sup>あい</sup>望<sup>のぞ</sup>神<sup>かみ</sup>愛<sup>あい</sup>竹<sup>たけ</sup>  
 び心<sup>こころ</sup>利<sup>り</sup>子<sup>こ</sup>み<sup>の</sup>光<sup>くわう</sup>子<sup>こ</sup>  
 盡<sup>つく</sup>込<sup>こ</sup>や<sup>し</sup>愛<sup>あい</sup>榮<sup>さか</sup>室<sup>むろ</sup>室<sup>むろ</sup>  
 せめ名<sup>な</sup>中<sup>なか</sup>愛<sup>あい</sup>榮<sup>さか</sup>室<sup>むろ</sup>室<sup>むろ</sup>  
 してを村<sup>むら</sup>子<sup>こ</sup>とはの

(三十三)

愛光室落成

君<sup>きみ</sup>院<sup>いん</sup>欲<sup>ほつ</sup>女<sup>むすめ</sup>女<sup>むすめ</sup>人<sup>ひと</sup>生<sup>なま</sup>右<sup>みぎ</sup>  
 にふ史<sup>し</sup>史<sup>し</sup>れの  
 のこなそ故<sup>こ</sup>た手<sup>て</sup>  
 す爲<sup>ため</sup>くはに幸<sup>さい</sup>りに

久<sup>く</sup>天<sup>あめ</sup>潔<sup>きよ</sup>う  
 遠<sup>とほ</sup>地<sup>ぢ</sup>き  
 まで最<sup>さい</sup>正<sup>せい</sup>同<sup>どう</sup>  
 もものに

佑<sup>たすけ</sup>近<sup>ちか</sup>我<sup>わが</sup>闘<sup>たたか</sup>  
 けけ友<sup>とも</sup>ひ  
 なれ  
 んばよし

(明治四十一年十月十四日詠)

(南湖院の歌の譜)

神<sup>かみ</sup>萬<sup>よろ</sup>病<sup>びやう</sup>樂<sup>たの</sup>院<sup>いん</sup>自<sup>おの</sup>望<sup>のぞ</sup>神<sup>かみ</sup>今<sup>いま</sup>八<sup>や</sup>愛<sup>あい</sup>南<sup>なん</sup>  
 はの魔<sup>ま</sup>しの己<sup>おの</sup>がてのや年<sup>とし</sup>子<sup>こ</sup>湖<sup>こ</sup>  
 代<sup>よ</sup>はき爲<sup>ため</sup>名<sup>な</sup>爲<sup>ため</sup>榮<sup>さか</sup>天<sup>あめ</sup>のの  
 靈<sup>たま</sup>さ彼<sup>かれ</sup>園<sup>その</sup>に利<sup>り</sup>せ光<sup>くわう</sup>空<sup>そら</sup>月<sup>つき</sup>中<sup>なか</sup>院<sup>いん</sup>  
 をへのにとはしとに日<sup>ひ</sup>村<sup>むら</sup>の

榮<sup>さか</sup>統<sup>しる</sup>身<sup>み</sup>寇<sup>あだ</sup>盡<sup>つく</sup>之<sup>これ</sup>愛<sup>あい</sup>人<sup>ひと</sup>昇<sup>のぼ</sup>長<sup>なが</sup>女<sup>むすめ</sup>次<sup>つぎ</sup>  
 え治<sup>し</sup>ををしをのりを史<sup>し</sup>  
 除<sup>ぞ</sup>のの逝<sup>し</sup>の  
 しめれ爲<sup>ため</sup>け避<sup>さ</sup>幸<sup>さい</sup>在<sup>あ</sup>助<sup>す</sup>き  
 むすどしりけ行<sup>ゆ</sup>福<sup>ふく</sup>すけぬ長<sup>なが</sup>

(三十二)

中村副長追慕の歌

(譜第三六七番)

鳴<sup>め</sup>呼<sup>あ</sup>美<sup>う</sup>しき  
 實<sup>じつ</sup>に大<sup>おほ</sup>なるき  
 内<sup>うち</sup>の設<sup>せ</sup>備<sup>へ</sup>もる  
 汝<sup>な</sup>は同<sup>どう</sup>女<sup>ぢよ</sup>史<sup>し</sup>の  
 父<sup>ちち</sup>の母<sup>はは</sup>の胞<sup>から</sup>の  
 我<sup>わ</sup>が同<sup>どう</sup>胞<sup>から</sup>の  
 天<sup>てん</sup>の祐<sup>たすけ</sup>に  
 更<sup>さら</sup>に優<sup>すぐ</sup>れし

建<sup>た</sup>建<sup>た</sup>物<sup>もの</sup>よ  
 最<sup>さい</sup>進<sup>しん</sup>物<sup>もの</sup>よ  
 好<sup>かう</sup>記<sup>き</sup>進<sup>しん</sup>物<sup>もの</sup>よ  
 基<sup>き</sup>念<sup>ねん</sup>物<sup>もの</sup>を  
 家<sup>いへ</sup>とせよ  
 念<sup>ねん</sup>を  
 念<sup>ねん</sup>みよ

(明治四十三年十二月二十二日詠)

(三十四) 時事所感

(譜第二〇〇番)

やまどひめぎみ  
 うきみすがたに  
 せかいにいとも  
 いかなれば  
 みえたまふ  
 すぐれたる

總<sup>そう</sup>て此<sup>この</sup>世<sup>よ</sup>の  
 天<sup>あま</sup>の聖<sup>み</sup>神<sup>かみ</sup>の  
 永<sup>とこ</sup>に生<sup>い</sup>か  
 愛<sup>あい</sup>の業<sup>わざ</sup>に  
 大<sup>だい</sup>彗<sup>すい</sup>星<sup>せい</sup>が  
 土<sup>ど</sup>地<sup>ち</sup>の球<sup>たま</sup>をば

(三十五) 大洪水の歌 (譜、今様)

(明治四十三年二月二十四日詠)

出<sup>で</sup>來<sup>き</sup>事<sup>こと</sup>は  
 吾<sup>われ</sup>々<sup>々</sup>の  
 他<sup>ほか</sup>めんな  
 其<sup>その</sup>尾<sup>お</sup>以<sup>も</sup>して  
 包<sup>つつ</sup>み

ちからのいつに  
 ひさりごさへも  
 かみはまことに  
 いかなること  
 さかえとならぬ  
 いまさずや  
 たまふなる  
 ましませば  
 みなきみの  
 ことあらじ

正<sup>ただ</sup>有<sup>う</sup> 神<sup>かみ</sup>死<sup>し</sup>核<sup>かく</sup>數<sup>かず</sup> 神<sup>かみ</sup>所<sup>ところ</sup>幾<sup>いく</sup>無<sup>む</sup> 神<sup>かみ</sup>聖<sup>せい</sup>光<sup>ひかり</sup>  
 し形<sup>かたち</sup>こせにへ こ有<sup>あ</sup>億<sup>おく</sup>限<sup>げん</sup> こ壽<sup>こと</sup>る  
 く無<sup>な</sup>そる奇<sup>き</sup>盡<sup>つ</sup>そ にそ無<sup>な</sup>  
 世<sup>よ</sup>形<sup>かたち</sup>我<sup>われ</sup>物<sup>もの</sup>しせ 我<sup>われ</sup>物<sup>もの</sup>萬<sup>まん</sup>廣<sup>ひろ</sup> 我<sup>われ</sup>究<sup>きゆう</sup>靈<sup>たま</sup>  
 をののもしぬ ののをのき のには

渡<sup>わた</sup>美<sup>み</sup> 御<sup>み</sup>活<sup>い</sup>力<sup>ちから</sup>細<sup>こ</sup> 御<sup>み</sup>統<sup>と</sup>星<sup>ほし</sup>天<sup>あま</sup> 御<sup>み</sup>在<sup>ま</sup>育<sup>そだ</sup>  
 らを親<sup>おや</sup>か 親<sup>おや</sup>治<sup>し</sup> のの 親<sup>おや</sup>しち  
 し備<sup>そな</sup>なむ なめ なせ た  
 めへれるめの れす群<sup>ぐん</sup>原<sup>はら</sup> れるり

生<sup>う</sup>ま 人<sup>ひと</sup>共<sup>とも</sup>樂<sup>たの</sup>新<sup>はな</sup> 其<sup>その</sup>大<sup>だい</sup>悲<sup>ひ</sup>大<sup>おほ</sup> 日<sup>ひ</sup>二<sup>に</sup>  
 れて今<sup>いま</sup>年<sup>とし</sup> 性<sup>せい</sup>にき妻<sup>つま</sup> 歡<sup>かん</sup>韓<sup>かん</sup> 哀<sup>あひ</sup>雨<sup>あめ</sup> 本<sup>ほん</sup>十<sup>じゅう</sup>  
 の幸<sup>さい</sup>歩<sup>あゆ</sup>旅<sup>たび</sup>を 喜<sup>こ</sup>國<sup>こく</sup>に次<sup>つ</sup>次<sup>つ</sup> 本<sup>ほん</sup>は受<sup>う</sup>世<sup>せい</sup>  
 福<sup>ふく</sup>ま行<sup>い</sup>得<sup>え</sup> 喜<sup>こ</sup>國<sup>こく</sup>に次<sup>つ</sup>次<sup>つ</sup> 受<sup>う</sup>け紀<sup>き</sup>  
 をんをしはをにぐぬの

四<sup>よ</sup> 十<sup>じゅう</sup> 七<sup>しち</sup> 産<sup>う</sup>此<sup>この</sup>爲<sup>な</sup>新<sup>はな</sup> 如<sup>い</sup>合<sup>あ</sup>歡<sup>かん</sup>大<sup>おほ</sup> パ十<sup>じゅう</sup>  
 みす郎<sup>むね</sup>に 何<sup>か</sup>せ喜<sup>き</sup> プ年<sup>ねん</sup>  
 出<sup>だ</sup>世<sup>せ</sup> 如<sup>い</sup>に ぞたあ ス  
 さん界<sup>か</sup>くが やるれ早<sup>ひやく</sup> マに

(三十六) 神

は我親

(自然の美の譜)

(明治四十三年八月詠)

神愛 する子よと  
神誘 惑の 我れ  
罪 荒の 我れ  
救 波風の 道

御召 親び 玉ふ  
御賜 園吹 親び  
賜 園吹 親び  
賜 園吹 親び

(三十七) 罪

つ罪 みとは何にの  
つ罪 みとは何にの  
お親 やにそむける  
お親 やにそむける  
親お 神がみ身をば

ことなるか  
ことなるか  
ことなるか  
ことなるか

(聖書之研究八月號ニ據ル) (譜第一三七番)

(明治四十年八月一日詠)

す救 くひはなにの  
す救 くひはなにの  
お親 やにつか神かみ  
お親 やにつか神かみ  
親お 神がみ身をば

(三十八) 救

(聖書之研究八月號ニ據ル)

(明治四十三年八月一日詠)

(三十九) イエシュの誕生

(大正二年十一月三日譯) (讚美歌二編二百番の譜)

【ルカ二ノ一廿二】

(譜第二〇〇番)

アウグスツスの  
アウグスツスの  
アウグスツスの  
アウグスツスの

ケーザルは  
ケーザルは  
ケーザルは  
ケーザルは

天あめが  
天あめが  
天あめが  
天あめが

人ひとびとへ  
人ひとびとへ  
人ひとびとへ  
人ひとびとへ

こせき しらべを  
 戸籍 クイリニウスと  
 シリア 地方はうの  
 この はじめての  
 (おこなふ 任にんに  
 行 ひと 皆みなせきに  
 人 の 故ふる郷さとへ  
 その 故ふる郷さとへ  
 ダビツの 家への  
 また ちすぢなる  
 血統すぢなる  
 ガリレア(ぐに)の  
 こせきの うへに

命いじけり  
 となへにし  
 稱うとくは  
 總督しらべ  
 調査しらべ  
 あたりけり  
 のぼらんと  
 かへりけり  
 すちにして  
 系のなりし  
 ヨゼフォスも  
 のぼらんこ

その つまにして  
 マリア とも  
 ユデアの (くに)  
 ベツレヘム へと  
 そこに かれたの  
 うむべき ときと  
 産むべき 期と  
 ういごを うみて  
 長子ごを ぶねに  
 うまぐさ 槽に  
 林 かれたは けだし  
 かけら けだし  
 やごりの けだし  
 宿ごりの けだし  
 して その(まちの)

はらみある  
 孕ザレより  
 ナザレより  
 ダビツまち  
 のぼりけり  
 をりしとき  
 なりたりき  
 ぬのをきせ  
 布のきせ  
 ぶさせけり  
 臥させけり  
 ゐごころを  
 もたざりき  
 そこの野に  
 外

けふは今日  
 だびつなら  
 ここのそ  
 それのし  
 ぬのにつ  
 うまぐさ  
 とまきに  
 ときにつ  
 天あま  
 てんま  
 かみん  
 神かみ  
 たかき  
 天たか

すくはれし  
 救まはれし  
 うまはれし  
 生うまはれし  
 クリス  
 さの  
 みご  
 嬰るを  
 あらはれし  
 あまたあり  
 そばへい  
 よばはりぬ  
 かみ(きみ)に  
 神かみ

羊(ひつじを)  
 よるその  
 夜しよりの  
 主しよりの  
 きみの  
 主きみの  
 かれらは  
 ときにつ  
 おそる  
 みよなら  
 よるこびは  
 慶よるこびは  
 それこの  
 すべての  
 人ひと

ものらあり  
 まもりしが  
 きたりけり  
 かこみてり  
 環おそれけり  
 懼おそれけり  
 いへるよう  
 (おそるな)  
 つぐるなる  
 おほひなり  
 あめがした  
 天か  
 かたはれり





だ い やうかめの  
 第 八日  
 かい え シ ユ ア と  
 割つれいじ  
 なづけらる時  
 さら まれ し  
 よりさきに  
 なづけけれ  
 か み づ か ひ こ そ  
 神使

(四十) イエシユの誕生の豫言 (大正二年十一月三日譯)

【ミカ五ノ一及三】

而て汝ベツ、エフラト(ベツレヘム)よ、汝ユデア地方の中の小  
 さき者よ、汝は吾が爲に、イスラエルの君主たるべき者の郷里  
 とならん、而て其本源は過去に、古代に屬するなり  
 而て彼はヤーエの力に在て、彼の神ヤーエの威光の名に在て興  
 り、其群を牧ひ、之をして安泰に居らしめん、然る後彼は大な

る者となりて地の極に迄及ばん

(四十一) イエシユの誕生の豫言 (大正二年十一月三日譯)

【イエサヤ九ノ六及七】

吾らの爲に一兒生れん、吾らに一男兒與へられん、而て政權は  
 其肩の上に臨み、而て彼は奇妙の策士、全能の勇士、常久の父、  
 平安の主と稱へられん、ダビヅの高座の上に、又其王國の上に  
 政權は増大し、平安は無限なり、彼は正を執り義を行ふて、國  
 を堅うし且強め、今よりして永遠に至る、萬軍のヤーエの熱心  
 は此事を成し給ふ可きなり

(四十二) クイリニウスの調査に就て

【ルカ二ノ一及三】

(千九百七年神學博士ヨハンネスワイス述)

(第一節) マツテウスが其確實と認めたりし二個の事實即エーススはダビヅの子としてベツレヘムに生れたる事(ミカ五ノ一)及彼は併一のナザレツ人でありし事(マツテウス二ノ十三、十六、廿三)を如何に結合したる乎は吾人既に之を見たり即エーススの兩親は全然特殊の状況らに因て其故郷ベツレヘムを去りて有名ならざりしナザレツへ移住することとなれり

ルカスは此解釋方法を探らずして此と相兩立せざる他の方法を探れり即ルカスに據ればヨゼフとマリアが素よりナザレツ人なりし事は確實なり即彼らは一<sup>つ</sup>特殊の攝理に因て丁度エーススの分娩の爲にベツルヘムに在りしならざる可らず

如何なる原因が彼らを其處へ到らしめし乎此疑問に對して既に

ルカスの史料は全くユダヤ性クリスト者より感覺せられたる答辯を與へたりヨゼフはダビヅの子孫なるが故にベツレヘムに用事ありき即其故郷を訪ふを要したり著者の説に據れば(第二節)戸籍に登録せらるゝ爲に各其先祖の町に到るを要したり(中略)併此事はローマ國租税調査と連結せられたるによりて事實と認め難くなれり蓋法律書ら及今尙保存せる税法らの多數に據て明かなる如く租税は個人的に差出す可きものなりき就中不動産に對しては其所在地に於てし又動産に對しては其居住地に於てしたり故にヨゼフが若ベツレヘムに不動産を有せしならば納税の爲にベツレヘムへ旅するを要したるならんも彼とマリアの貧しき地位に照らせば斯ることありとも想へず

假りにそれを事實と見做すときはヨゼフのベツレヘムへの旅行はダビツの家系なりしが故に非ずして彼處に不動産を有せしが故なり

著者は併收税に際して古き家族の系圖を其基礎と爲されしが如く思惟せり斯る事はユダヤ人中の收税例之は神殿の修繕の際には有り得べきも併ローマ政府か斯る標準に基て收税簿を編成したりとは民族的素然的思想に屬するものにして根據なきものなり、由是觀之ヨゼフの旅行は調査と連結せられたるに因て信ず可らずなれり併著者に在ては此連結に因て歴史に固有の意義を存するなり

ユダヤ人の感想の爲にはローマ人より收税調査を行はるゝこと

より嫌疑すべきはなし蓋是屬國民としての最明かなる且最傷けられたる徴證なり若今や丁度此零落的の事件が古の王の町に最熱心に期待せられたるメツシアの生れ得し事に立到らざる可らざりしならば是一の奇妙なる攝理ならずや此事を茲に驚異しつ物談せるなり

カイゼル、アウグスツスが自ら一の勅令を發したり之に因て豫言の成就が可能となれり吾人は今ルカス或は其史料が如何にして此連結に至りし乎を證明するを得ず此兩事件の偶發の驚異は吾人に活潑なる餘感を與ふると雖も其思想の基礎は歴史上不可能事を含有せることを判斷せざる可らず即ヨゼフの故郷行とローマの收税慣例と一致せざることの他、尙重大なる國法的及年

代的難案の多數あり之に因て談話の全部が歴史の領域より想幻の領域へ移さるゝなり

アウグスツス時代に國中一般の調査を行ひし事については爾他史料らの之を立證すべきものなし恐らく只一地方の調査なりしを著者が觀念上に擴大して世界一般の事件としたりしならん乎然れども今マツテウス(確然)及ルカス(推定)はエースの誕生をヘロデ大王(クリスト紀元前四年に死せり)の時代と定めり同王は獨立なる王にしてローマ國と同盟せるものなりき故に其の領地に於てローマの調査の行はるべき理なし

アルヘラウスの退位(クリスト紀元後六年)の後ユダヤは初めてローマの縣シリアに合併せられ而て其際又初てユダヤに於ける

調査が行はれたりしなり併ながらガリラヤ人なるヨゼフは同盟分封王なるヘロデ、アンチバスの臣民たりしが故に若ユダヤに不動産を有せざりしならば此調査には無關係なり

若此の調査がシリア總督クイリニウスによりて紀元後七年に行はれしを指せるならばルカスの第一章第五節(ヘロデがユダヤの王たりし頃)の時期は矛盾せり著者も亦之を感じ「此事はクイリニウスがシリアの總督たりし時の最初の調査なりき」てふ不明瞭の言を以て紀元七年の調査の以前に調査のありしを辯せり然れども斯る事件は之を立證するを得ず且又政治上不可能なり紀元七年の調査は國民が初て受けたる所なるが故に非常に激昂したる原因となりしなり其他ヘロデの晩年のシリアの總督はク

イリニウスに非ずしてウアルスなりき  
 夫如スルカスの明細らしき所説は管に不明瞭なるのみならず歴  
 史上並に國法上不可能の事なりエーススの誕生を國の歴史の事  
 件と一致せしめんとすの試企は不成績なりき又宗教的の趣味も吾  
 人の爲には之によりて生ずる所なし吾人は只エーススの兩親が  
 ベツレヘムに居住したるを説明せんとせし努力を認むるあるの  
 みエーススがベツレヘムに於て生れたるの事實は著者及其史料  
 に前決しありたり是舊約聖書に基くなり舊約聖書は吾人の爲に  
 其證據と成れり而て之に依て確定せられたりと見做されたるも  
 のは吾人の爲に宗教的意義を失へり抑エーススは吾人の爲には  
 常に同一にして彼がベツレヘムに生れし事によりて豫言を成就

したるや否やに關するところあらざるなり

(大正二年十二月十四日譯)

(四十三) 落魄の時に活神を慕ふ (大正二年九月一日語譯活譯)

【詩第四十二篇及四十三篇コラー人らのささりの歌 伶長に】

(四十二篇ノ上)

(譜第二五〇番)

吾 <sup>わが</sup> 活 <sup>い</sup>	あ <sup>あ</sup> 魂 <sup>たま</sup>	渴 <sup>か</sup> 溪 <sup>た</sup>	渴 <sup>か</sup> 慕 <sup>した</sup>
の <sup>の</sup> ける <sup>ける</sup>	彌 <sup>や</sup> 彌 <sup>や</sup>	く <sup>く</sup> の <sup>の</sup>	ご <sup>ご</sup> 慕 <sup>した</sup>
魂 <sup>たま</sup> の <sup>の</sup>	彌 <sup>や</sup> 上 <sup>うへ</sup>	牝 <sup>め</sup> 鹿 <sup>しか</sup>	と <sup>と</sup> ひ <sup>ひ</sup>
ぞ <sup>ぞ</sup> へ <sup>へ</sup>	汝 <sup>な</sup> を <sup>を</sup>	の <sup>の</sup> を <sup>を</sup>	吾 <sup>わが</sup> ぬ <sup>ぬ</sup>
			の <sup>の</sup> る <sup>る</sup>
渴 <sup>か</sup> 彌 <sup>や</sup>	慕 <sup>した</sup> 渴 <sup>か</sup>		
る <sup>る</sup> 上 <sup>うへ</sup>	ふ <sup>ふ</sup> き <sup>き</sup>		
な <sup>な</sup> へ <sup>へ</sup>	な <sup>な</sup> つ <sup>つ</sup>		
る <sup>る</sup> と <sup>と</sup>	れ <sup>れ</sup> ゝ <sup>ゝ</sup>		

ミヨル  
スルダン  
アルと  
山へ  
にル

伏<sup>ふ</sup>吾<sup>わが</sup>  
し  
沈<sup>しづ</sup>魂<sup>たま</sup>  
みつ  
は

(四十二篇ノ下)

吾<sup>わが</sup>吾<sup>われ</sup> 彌<sup>や</sup>吾<sup>わが</sup> あ 汝<sup>な</sup>  
を 尙<sup>なほ</sup> 上<sup>あ</sup>身<sup>み</sup> へ や  
祐<sup>たす</sup> 祿<sup>なほ</sup> を の 吾<sup>わが</sup> 何<sup>なん</sup>  
く 彼<sup>かれ</sup> 仰<sup>あや</sup>中<sup>ちゆう</sup> 魂<sup>たま</sup> すれ  
る を ぎ に よ ぞ

〔立<sup>た</sup>モ  
ち  
ぬの  
れ地<sup>ち</sup>  
ば〕の  
汝<sup>な</sup>吾<sup>わが</sup>  
を  
中<sup>ちゆう</sup>  
想<sup>おぼ</sup>  
ふに

吾<sup>わが</sup>讚<sup>さん</sup> 期<sup>き</sup>悶<sup>もんだ</sup> 何<sup>なん</sup>伏<sup>ふ</sup>  
美<sup>み</sup> 待<sup>まち</sup>ゆ し  
神<sup>かみ</sup> せ ける 故<sup>ゆゑ</sup>  
をん よや にむ

彌<sup>や</sup>貴<sup>たよ</sup> 歡<sup>くわん</sup>祭<sup>まつり</sup> 次<sup>つぎ</sup>内<sup>うち</sup> 吾<sup>わが</sup>吾<sup>われ</sup> 彼<sup>かれ</sup>汝<sup>な</sup> 彌<sup>や</sup>何<sup>なん</sup>  
上<sup>う</sup>ウ<sup>き</sup> 喜<sup>き</sup> の の に の ら が 上<sup>あ</sup>れ  
の 宮<sup>みや</sup>人<sup>ひと</sup> 感<sup>かん</sup>群<sup>ぐん</sup> 心<sup>こころ</sup> 養<sup>やしなひ</sup> 涙<sup>なみだ</sup> 終<sup>ひ</sup>は 聖<sup>み</sup>時<sup>とき</sup>  
へら 謝<sup>しゃ</sup>集<sup>じゆ</sup> をを のは 日<sup>ひ</sup>〔今<sup>いま</sup>〕 顔<sup>かほ</sup>や

詣<sup>まゐ</sup>諸<sup>もろ</sup> 聲<sup>こゑ</sup>連<sup>つ</sup> 想<sup>おも</sup>打<sup>う</sup> 糧<sup>か</sup>晝<sup>ひ</sup> 吾<sup>わが</sup>何<sup>なん</sup> 見<sup>み</sup>吾<sup>われ</sup>  
で 共<sup>とも</sup> 高<sup>たか</sup>立<sup>た</sup> ち はち とも に 處<sup>こゝ</sup> ま  
し にくて んて るも ひと んで

正<sup>せい</sup>の  
義<sup>ぎ</sup>、  
を彌<sup>や</sup>  
吾<sup>われ</sup>上<sup>う</sup>  
に神<sup>かみ</sup>

(四十三篇)

吾<sup>われ</sup>を  
尙<sup>なほ</sup>神<sup>かみ</sup>  
祐<sup>たす</sup>く  
るを

彌<sup>や</sup>吾<sup>われ</sup>  
上<sup>う</sup>身<sup>み</sup>  
をの  
仰<sup>あや</sup>中<sup>うち</sup>  
ぎに

あ汝<sup>な</sup>や  
何<sup>なん</sup>す  
魂<sup>たま</sup>れ  
よぞ

汝<sup>な</sup>彼<sup>かれ</sup>  
がら  
神<sup>かみ</sup>は  
終<sup>ひね</sup>日<sup>もす</sup>  
〔今<sup>いま</sup>〕

認<sup>み</sup>願<sup>ねが</sup>  
め  
く  
給<sup>た</sup>  
べは

吾<sup>われ</sup>讚<sup>さん</sup>  
美<sup>ひ</sup>神<sup>かみ</sup>  
せ  
をん

期<sup>ま</sup>悶<sup>もた</sup>  
待<sup>まち</sup>ゆ  
ける  
よや

何<sup>なん</sup>伏<sup>ふ</sup>  
し  
故<sup>ゆゑ</sup>沈<sup>しづ</sup>  
にむ

何<sup>なん</sup>吾<sup>われ</sup>  
處<sup>こゝ</sup>に  
ぞ日<sup>ひ</sup>  
とふ

仇<sup>あだ</sup>吾<sup>われ</sup>  
等<sup>ら</sup>骨<sup>ほね</sup>  
はを  
吾<sup>われ</sup>を  
をへ

敵<sup>てき</sup>憂<sup>うれ</sup>  
らひ  
のつ  
追<sup>お</sup>害<sup>がい</sup>  
をく

何<sup>なん</sup>吾<sup>われ</sup>  
故<sup>ゆゑ</sup>巖<sup>いは</sup>  
吾<sup>われ</sup>を  
忘<sup>わす</sup>れる

晝<sup>ひる</sup>吾<sup>われ</sup>  
もの  
夜<sup>よ</sup>生<sup>い</sup>  
も命<sup>ち</sup>  
吾<sup>われ</sup>の

吾<sup>われ</sup>汝<sup>な</sup>  
をが  
ば越<sup>こ</sup>え  
てと

洪<sup>おほ</sup>汝<sup>な</sup>  
水<sup>みづ</sup>の  
は  
呼<sup>よ</sup>瀑<sup>たき</sup>  
ぶの

誹<sup>そ</sup>破<sup>や</sup>  
るる

被<sup>か</sup>吾<sup>われ</sup>  
むは

給<sup>たま</sup>神<sup>かみ</sup>  
へに

祈<sup>ね</sup>聖<sup>み</sup>  
ぎ神<sup>かみ</sup>  
まへ

行<sup>ゆ</sup>汝<sup>な</sup>  
きが  
ぬ

洪<sup>おほ</sup>響<sup>ひび</sup>  
水<sup>みづ</sup>く  
波<sup>なみ</sup>  
を際<sup>さき</sup>



吾<sup>われ</sup> 吾<sup>われ</sup> 彌<sup>や</sup> 吾<sup>わが</sup> あ 汝<sup>な</sup>  
 を 尙<sup>なほ</sup> 上<sup>う</sup> 身<sup>み</sup> 〵 や 何<sup>なん</sup>  
 祐<sup>たす</sup> 彼<sup>かれ</sup> 仰<sup>あや</sup> 中<sup>ちゆう</sup> 吾<sup>わが</sup> 魂<sup>たま</sup> 上<sup>う</sup> 吾<sup>わが</sup> 喜<sup>こ</sup> 彌<sup>や</sup> 上<sup>う</sup>  
 く 彼<sup>かれ</sup> 仰<sup>あや</sup> 中<sup>ちゆう</sup> 魂<sup>たま</sup> 上<sup>う</sup> 吾<sup>わが</sup> 喜<sup>こ</sup> 彌<sup>や</sup> 上<sup>う</sup>  
 る を ぎ に よ ぞ て 神<sup>かみ</sup> の の

吾<sup>わが</sup> 讚<sup>さん</sup> 期<sup>ま</sup> 悶<sup>も</sup> 何<sup>なん</sup> 伏<sup>ふ</sup>  
 美<sup>み</sup> 待<sup>まち</sup> 何<sup>なん</sup> 伏<sup>ふ</sup>  
 神<sup>かみ</sup> せ ける 故<sup>ゆゑ</sup> 沈<sup>しづ</sup>  
 を ん よ や に む ん は く き

吾<sup>われ</sup> 汝<sup>な</sup> 來<sup>きた</sup> あ 敵<sup>てき</sup> 憂<sup>うれ</sup> 何<sup>なん</sup> 汝<sup>な</sup> 者<sup>もの</sup> 欺<sup>あざ</sup> 吾<sup>わが</sup> 愛<sup>あい</sup>  
 を が し 〵 ら ひ は ら む 訴<sup>う</sup> な  
 聖<sup>きよ</sup> て 汝<sup>な</sup> の つ 故<sup>ゆゑ</sup> 吾<sup>われ</sup> り け 訴<sup>う</sup> な  
 伴<sup>とも</sup> 山<sup>やま</sup> 吾<sup>われ</sup> が 追<sup>お</sup> 〵 吾<sup>われ</sup> を 守<sup>も</sup> り 吾<sup>われ</sup> る 認<sup>たへ</sup> 民<sup>たみ</sup>  
 は の を 光<sup>ひかり</sup> を く を る を 又<sup>また</sup> を に

し 聖<sup>すみ</sup> 導<sup>ひ</sup> 汝<sup>な</sup> 被<sup>か</sup> 吾<sup>われ</sup> 棄<sup>す</sup> 神<sup>かみ</sup> 救<sup>す</sup> 奸<sup>よこしま</sup> 受<sup>う</sup> 對<sup>たい</sup>  
 め 居<sup>か</sup> き む は て に ひ け し  
 給<sup>たま</sup> 給<sup>たま</sup> る 何<sup>なん</sup> 給<sup>たま</sup> 在<sup>ま</sup> 給<sup>たま</sup> 給<sup>たま</sup> 給<sup>たま</sup>  
 へ で へ 忠<sup>なほ</sup> や 故<sup>ゆゑ</sup> ふ す べ の へ の



種<sup>た</sup>列<sup>れ</sup> 吾<sup>わ</sup>外<sup>ら</sup> 侮<sup>あ</sup>吾<sup>わ</sup> 賣<sup>う</sup>汝<sup>な</sup> 吾<sup>わ</sup>又<sup>また</sup> 食<sup>く</sup>羊<sup>ひつじ</sup>  
 と 國<sup>こく</sup> 成<sup>な</sup> 國<sup>こく</sup> 蔑<sup>さ</sup>ら 價<sup>いは</sup>は 汝<sup>な</sup> 異<sup>こと</sup> 物<sup>もの</sup>の  
 吾<sup>わ</sup> 民<sup>みん</sup> 成<sup>な</sup> 人<sup>びと</sup> 成<sup>な</sup> 是<sup>こ</sup> 利<sup>り</sup>が 民<sup>たみ</sup>を 散<sup>ち</sup>ら 國<sup>こく</sup> 如<sup>ごと</sup>く  
 ら の け の 隣<sup>となり</sup> も を し の て く

成<sup>な</sup>嘲<sup>あざわら</sup> 侮<sup>あ</sup>間<sup>あひだ</sup> 成<sup>な</sup>人<sup>びと</sup> 得<sup>え</sup>安<sup>やす</sup> 給<sup>たま</sup>人<sup>びと</sup> 汝<sup>な</sup>吾<sup>わ</sup>  
 り 蔑<sup>さ</sup>に の 給<sup>たま</sup>く ひら が 々<sup>々</sup>  
 に 笑<sup>わら</sup> け け は 賣<sup>う</sup> け へ 與<sup>あ</sup>た  
 り の と て れ 爲<sup>た</sup>す り と へ を

(二)  
 仇<sup>あ</sup>敵<sup>てき</sup> 同<sup>どう</sup>而<sup>し</sup> 辱<sup>は</sup>然<sup>さ</sup> 常<sup>じょう</sup>吾<sup>わ</sup> 仇<sup>あ</sup>然<sup>さ</sup> 勝<sup>かち</sup>又<sup>また</sup>  
 ら よ に て を れ 盤<sup>ばん</sup>に 吾<sup>わ</sup> 然<sup>さ</sup> れ を 得<sup>え</sup>吾<sup>わ</sup>  
 ら ぞ 立<sup>たち</sup>吾<sup>わ</sup> 受<sup>う</sup>け (今<sup>いま</sup>) 汝<sup>な</sup> が 名<sup>な</sup> 常<sup>じょう</sup> 恥<sup>は</sup>ら 吾<sup>わ</sup> 得<sup>え</sup>さ 吾<sup>わ</sup>  
 掠<sup>か</sup>ら 出<sup>い</sup>々<sup>々</sup> し 汝<sup>な</sup> が 名<sup>な</sup> 常<sup>じょう</sup> 恥<sup>は</sup>ら 吾<sup>わ</sup> 得<sup>え</sup>さ 吾<sup>わ</sup>  
 め を の め は を に を を する 劍<sup>つるぎ</sup>

得<sup>え</sup>退<sup>しりぞ</sup> 給<sup>たま</sup>軍<sup>ぐん</sup> 給<sup>たま</sup>吾<sup>わ</sup> 崇<sup>あ</sup>神<sup>かみ</sup> 與<sup>あ</sup>汝<sup>な</sup> こ 吾<sup>わ</sup>  
 た は ひら め を ふ は と が  
 る か 勢<sup>せい</sup> た 棄<sup>す</sup> な 讚<sup>ほ</sup> な た あ  
 な ら と り て ん む り せ ら 爲<sup>た</sup>ら 爲<sup>た</sup>  
 る せ ず と り て ん む り せ ず に

拜若し 忘若し 汝く 汝あ 曾吾れ 曾吾れ  
 みも れも はら がら てら てら  
 し吾れ し吾れ 暗を 野の 外ら 離は  
 ことら 事ら 覆を以 碎に於 れの の  
 のが のが ひて きて し歩し 心

あ異あ 神か 給た吾れ 給た吾れ こ汝こ 汝な  
 らのひ ひ とがと となよ  
 んん 名な け け き道き になき  
 は神は をり をり にを にり

(三)

約汝 來凡 企吾れ 罵是 吾又 吾吾  
 をに りて つら るぞ 吾眼  
 破吾 吾之 に 吾れ のは  
 りら らら る 讐者 顔前  
 しは にの 敵を のを 辱を にり

こ隨臨事 見報 聲謗 向覆 顯間  
 とみ 柄る する ひふ は斷  
 なひ け ん な 來ほ れな  
 にて りは ると る者ぬ ごとく

救<sup>すく</sup>聖<sup>み</sup>助<sup>たす</sup>主<sup>しゅ</sup>塵<sup>ち</sup>又<sup>また</sup>弱<sup>よわ</sup>あ 聖<sup>み</sup>吾<sup>われ</sup>隠<sup>かく</sup>汝<sup>な</sup>  
 を 恩<sup>おん</sup>くよ の 吾<sup>われ</sup>り 心<sup>こころ</sup>ら しは  
 得<sup>え</sup>に る 起<sup>た</sup>ち 間<sup>あひだ</sup>々<sup>われ</sup>て 々<sup>われ</sup> 記<sup>き</sup>患<sup>なや</sup>の み 故<sup>ゆゑ</sup>  
 さよ 爲<sup>ため</sup>給<sup>たま</sup>へ 間<sup>あひだ</sup>に の 頂<sup>うなじ</sup>の め 難<sup>がた</sup>ぞ に

給<sup>たま</sup>吾<sup>われ</sup>臨<sup>のぞ</sup>吾<sup>われ</sup>沈<sup>しづ</sup>胸<sup>むね</sup>垂<sup>た</sup>魂<sup>たましひ</sup>給<sup>たま</sup>困<sup>くる</sup>在<sup>ま</sup>聖<sup>おん</sup>  
 は み む る は し 顔<sup>かほ</sup>  
 々<sup>われ</sup> 々<sup>われ</sup> 腹<sup>はら</sup> 苦<sup>く</sup>す 顔<sup>かほ</sup>  
 れ 給<sup>たま</sup> な な ぬ  
 よに べを りは りは かを かを

(四)  
 吾<sup>われ</sup>汝<sup>な</sup>何<sup>なに</sup>神<sup>かみ</sup>見<sup>み</sup>屠<sup>ほ</sup>死<sup>し</sup>否<sup>いか</sup>彼<sup>か</sup>心<sup>こころ</sup>調<sup>た</sup>如<sup>い</sup>  
 らや 故<sup>ゆゑ</sup>なる 做<sup>な</sup>らに は の べ 何<sup>なに</sup>  
 棄<sup>す</sup>起<sup>お</sup>る 主<sup>きみ</sup>に 渡<sup>わた</sup>吾<sup>われ</sup>能<sup>よ</sup>く 中<sup>うち</sup> 糺<sup>ただ</sup>さ 神<sup>かみ</sup>に  
 てき 給<sup>たま</sup>へ 只<sup>ただ</sup>よ りる 渡<sup>わた</sup>さる 知<sup>し</sup>り の す は  
 せへ 只<sup>ただ</sup>よ りる 渡<sup>わた</sup>さる 知<sup>し</sup>り の す は

給<sup>たま</sup>何<sup>い</sup>寢<sup>い</sup>醒<sup>さ</sup>何<sup>い</sup>家<sup>か</sup>如<sup>い</sup>汝<sup>な</sup>在<sup>ま</sup>秘<sup>ひ</sup>居<sup>ゐ</sup>其<sup>その</sup>  
 は 時<sup>つ</sup>ねめ 時<sup>つ</sup>畜<sup>ちく</sup>くが す 密<sup>みつ</sup>た 事<sup>こと</sup>  
 ざ 迄<sup>まで</sup>給<sup>たま</sup>給<sup>たま</sup>て と な 爲<sup>ため</sup>れ を は  
 れも ふへ もし りに ばも んを

(四十五) 詩第五十二篇

(大正二年十月廿一日譯)

(譜第二七三番)

(一)

惡<sup>あしき</sup>を<sup>を</sup>暴<sup>あらぶ</sup>る<sup>る</sup>  
 作<sup>な</sup>す<sup>す</sup>人<sup>ひと</sup>を<sup>を</sup>よ<sup>よ</sup>  
 「聖<sup>み</sup>神<sup>かみ</sup>」の「賜<sup>たま</sup>ふ」  
 永<sup>とこ</sup>世<sup>よ</sup>に<sup>に</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>の「つ<sup>つ</sup>か<sup>か</sup>ふ<sup>ふ</sup>」  
 滅<sup>ほろ</sup>ぼ<sup>ぼ</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>を<sup>を</sup>  
 利<sup>き</sup>き<sup>き</sup>刺<sup>か</sup>す<sup>す</sup>刀<sup>やいば</sup>の<sup>の</sup>  
 惡<sup>わる</sup>き<sup>き</sup>事<sup>こと</sup>よ<sup>よ</sup>り<sup>り</sup>も<sup>も</sup>  
 善<sup>よ</sup>き<sup>き</sup>事<sup>こと</sup>よ<sup>よ</sup>り<sup>り</sup>も<sup>も</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>

誇<sup>ほこ</sup>い<sup>い</sup>か<sup>か</sup>な<sup>な</sup>れ<sup>れ</sup>乎<sup>かば</sup>  
 聖<sup>み</sup>及<sup>およ</sup>ば<sup>ば</sup>恩<sup>めぐみ</sup>に<sup>に</sup>は<sup>は</sup>  
 其<sup>その</sup>「舌<sup>した</sup>」は<sup>は</sup>り<sup>り</sup>は<sup>は</sup>  
 企<sup>くわ</sup>て<sup>て</sup>汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>り<sup>り</sup>は<sup>は</sup>  
 如<sup>ごと</sup>き<sup>き</sup>へ<sup>へ</sup>汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>り<sup>り</sup>は<sup>は</sup>  
 行<sup>おこ</sup>な<sup>な</sup>し<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>を<sup>を</sup>と<sup>と</sup>  
 惡<sup>わる</sup>し<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>な<sup>な</sup>り<sup>り</sup>と<sup>と</sup>  
 惡<sup>わる</sup>し<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>な<sup>な</sup>り<sup>り</sup>と<sup>と</sup>

(二)

正<sup>ただ</sup>し<sup>し</sup>き<sup>き</sup>汝<sup>なんぢ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>よ<sup>よ</sup>  
 好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>  
 詐<sup>いつはり</sup>の「つ<sup>つ</sup>か<sup>か</sup>ふ<sup>ふ</sup>」  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>  
 只<sup>ただ</sup>好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>好<sup>この</sup>み<sup>み</sup>も<sup>も</sup>  
 永<sup>とこ</sup>久<sup>く</sup>ば<sup>ば</sup>  
 破<sup>やぶ</sup>り<sup>り</sup>亦<sup>また</sup>  
 住<sup>す</sup>ま<sup>ま</sup>居<sup>か</sup>を<sup>を</sup>  
 生<sup>い</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>生<sup>い</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>生<sup>い</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>

偽<sup>いつはり</sup>し<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>を<sup>を</sup>  
 者<sup>もの</sup>の<sup>の</sup>「舌<sup>した</sup>」は<sup>は</sup>り<sup>り</sup>は<sup>は</sup>  
 言<sup>こと</sup>は<sup>は</sup>す<sup>す</sup>ら<sup>ら</sup>を<sup>を</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>  
 汝<sup>なんぢ</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>  
 給<sup>たま</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>  
 國<sup>くに</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>  
 給<sup>たま</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>  
 給<sup>たま</sup>は<sup>は</sup>を<sup>を</sup>ば<sup>ば</sup>

古いにしへより  
 充みちしは聖きよき  
 知ち忠ちゆう勇ゆうそ  
 知ち忠ちゆう勇ゆうそ  
 知ち忠ちゆう勇ゆうそ  
 知ち忠ちゆう勇ゆうそ

(四十六) 聖

仁に忠ちゆうの  
 聖せい名なを

聖せい人にんに  
 靈たまキ  
 榮さか本もとな  
 靈たま靈たまな  
 靈たま靈たまな  
 靈たま靈たまな

靈

(千九百十五年三月四日詠)

(譜第三八八番)

(三)

汝な吾われ神かみい  
 緑みどり然さ者もの其その財たから神かみそ  
 色いろれは寶たから多おほのれれ  
 聖おん業わざ汝な仁にに  
 業わざ汝な仁にに  
 業わざ汝な仁にに

感かん絶た委まい  
 謝しや間ますつ  
 謝しや間ますつ  
 謝しや間ますつ

住<sup>す</sup>みしは聖<sup>きよ</sup>さ  
 皇<sup>すめら</sup>國<sup>くに</sup>の  
 將<sup>うけ</sup>來<sup>きた</sup>の  
 忠<sup>ちゆう</sup>知<sup>ち</sup>勇<sup>ゆう</sup>の  
 祐<sup>たすけ</sup>に依<sup>よ</sup>るの  
 迷<sup>まよ</sup>は勿<sup>な</sup>れど  
 汝<sup>な</sup>我<sup>わが</sup>外<sup>ほか</sup>に  
 忠<sup>ちゆう</sup>知<sup>ち</sup>勇<sup>ゆう</sup>の  
 父<sup>ちち</sup>の神<sup>かみ</sup>こそ  
 父<sup>ちち</sup>の神<sup>かみ</sup>こそ

靈<sup>たま</sup>なり  
 興<sup>おこ</sup>るし  
 榮<sup>さか</sup>ゆるも  
 聖<sup>きよ</sup>靈<sup>たま</sup>の  
 他<sup>ほか</sup>ぞなき  
 神<sup>かみ</sup>あり  
 詔<sup>みこと</sup>り給<sup>たま</sup>ふ  
 源<sup>みな</sup>も泉<sup>いづみ</sup>の  
 畏<sup>かしこ</sup>けれ

(四十七) 一夜偶感

(明治三十五年十二月中旬  
 増山守正及竹子  
 を敬慕しつゝ)

嗚呼慕<sup>あは</sup>はしき父<sup>ちち</sup>母<sup>はは</sup>の  
 絶<sup>た</sup>え入<sup>い</sup>るばかり哀<sup>あは</sup>しけれ  
 我<sup>われ</sup>を育<sup>そだ</sup>て、今<sup>いま</sup>こゝに  
 われは競<sup>はせ</sup>場<sup>ば</sup>に立<sup>た</sup>つなれば  
 思<sup>おも</sup>ふ半<sup>なか</sup>ばも盡<sup>つく</sup>しえず  
 せめては彼<sup>か</sup>れの遺<sup>い</sup>體<sup>たい</sup>をば  
 そのこゝろざし果<sup>はた</sup>さばや  
 永<sup>とこしへ</sup>世<sup>よ</sup>までも榮<sup>さか</sup>え往<sup>ゆ</sup>け

われの愛<sup>あい</sup>する日<sup>ひ</sup>の本<sup>もと</sup>は  
 希<sup>こひねがは</sup>くは榮<sup>さか</sup>えゆけ

二

その恩<sup>おん</sup>愛<sup>あい</sup>をおもふこと  
 清<sup>せい</sup>貧<sup>ひん</sup>中<sup>ちゆう</sup>に我<sup>われ</sup>を生<sup>う</sup>み  
 我<sup>われ</sup>をば立<sup>た</sup>たせ給<sup>たま</sup>ふなり  
 われは競<sup>はせ</sup>場<sup>ば</sup>に立<sup>た</sup>つなれば  
 はや父<sup>ちち</sup>母<sup>はは</sup>はみまかりぬ  
 榮<sup>さか</sup>え玉<sup>たま</sup>と進<sup>すす</sup>めつゝ  
 こひねがはくは彼<sup>か</sup>れの裔<sup>すえ</sup>  
 永<sup>とこしへ</sup>世<sup>よ</sup>までも樂<sup>さか</sup>え往<sup>ゆ</sup>け

美<sup>うら</sup>しきこと限<sup>かぎ</sup>りなや  
 列<sup>れつ</sup>強<sup>きやう</sup>諸<sup>しよ</sup>國<sup>こく</sup>と肩<sup>かた</sup>ならべ

(譜第一三七番)



かれの進みに劣らざれ  
外の侮防ぐべき  
詐欺を斥け陰險を  
正義は國の生命ぞ  
我儕の進む路となせ  
活動せしむる動機なれ

三

眠りに耽ける亞細亞州  
時々呻吟く聲すなり  
わが物顔に窺ひぬ  
次第に歩をば進めつゝ  
わが活動の旗じるし

内に和せずばいかで能く  
外の侮防ぐべき  
わが同胞になすなかれ  
永遠生くる人道を  
人道こそはわが國を  
活動せしむる動機なれ

重き病に陥りつ  
あくこそ知らぬ猛獸は  
富源に滿つる此土地に  
次第に歩をば進めつゝ  
耶蘇人道の外をなき

誰か向はん其威光  
正義の軍は常に勝つ  
正義は死にも勝つなれば

四

耶蘇基督の新天地  
親み結ぶ友垣は  
永く榮ゆる偉人格  
義の太陽は輝きぬ  
畏敬すべきは天の父  
彼の心を心とし  
至寶を天に捧げばや  
神の御許に樂まん

人に良心あればこそ  
眞正の武器天に在り  
正義は死にも勝つなれば

幼兒心の美しく  
誠實深く助けつゝ  
平和氣樂は内に充ち  
義の太陽は輝きぬ  
信任すべき我が首領  
彼の聖旨を果しつゝ  
我儕の望み永生の  
神の御許に樂まん

嚴父増山守正

明治三十四年九月二日

永眠享年七十五歳

慈母同竹子(高田氏)

明治卅三年三月十五日

永眠享年六十五歳

讚美歌

きこふた

譜のよ主がわ

(四十八)

耶蘇の新天地

(明治三十六年一月廿八日述)

夫れ空間は無限なり、時間は無限なり、物質に増減なく、勢力に増減なし、萬古不易の天則眞理は、宇宙萬物を支配して些毫の破格なし、我儕は此間に醉生し又夢死して遂に悟らざる也。

世間名利權勢を事とし、或は酒色に溺れ、其嗜慾を達せんが爲めに惡逆汚行至らざるなく、詐欺陰險盛にして善正の士却て危し、患難苦痛時に我儕に迫り我儕をして死は易く生は難しの嘆聲を發せしむることあり。我儕は幼時の快樂を夢み、未來の光榮を慕へり、茲に於てか數多の聖人出で諸種の宗教興りて人の不幸を慰め世の救済を圖れり。

萬國歴史の中心たる耶蘇基督は、我儕亞細亞人の間に興り、精神界の日輪として其威光實に萬國萬世の諸民を壓せり。地球上は概ね或は陰に或は陽に文明國の權力に服し、而して歐米文明諸國の君主及首領は、或は陽に或は陰に耶蘇基督を崇拜し之に臣事せり。故に耶蘇は實に聖人として人の師表たるのみならず、

威力を有し現世界に君臨せるの實あるなり、世人慢に彼を嘲る勿れ、彼の臣民は其君主の凌辱せらるゝを喜ぶものには非ざるなり、之に反して基督に信任する所のものは、相携へて兄弟の愛情を交換すべきは自然の勢なりとす。

然れども我儕は卑近なる俗論を好まず、今より基督教の奥義に就きて、予が意見を説述する所あらん。抑も耶蘇基督の事業は説教と治病とを以て始まり、十字架上の死滅を以て終れり、而して其十字架上の死滅は彼が一生の行爲中の最貴最要最大の者なり、故に基督教の目標として十字を用ふ、十字架上に最後を遂げたる耶蘇の熱誠は、如何なる靈力を後世に傳へたる乎、彼は三大事業を成せり、一に曰く良心の奨勵、二に曰く罪惡の一掃、三に曰く人道の明確即ち是れ也。

### 第一 良心の奨勵

輿論は神聖なりとは古今内外共に概ね世人の認めたる所也、儒教は、十目の見る所十指の指す所其嚴なる哉と云ひ、文明諸國の政務概ね多數意見によりて決せり、故に世間他人の好評を得、多數の同意を得るを以て能事了れりと做す者あり、其行爲は愛人忠誠の念、義務本分の動機に基かずして、名譽利達を目的とせるが故に、或は害惡に傾き、或は挫折し、永久の効果を結ぶもの罕なり。

善人善事業にして當時輿論の反對を受け、非難攻撃を被むりし實例古來少なからず。近くは善那氏の種痘法、レセツプ氏の蘇

士運河開鑿の如き是也。先覺者は常に稀有に止り、凡庸者は常に多し、無知なる多數意見の正鵠を失すること少なからざるは素より豫期すべき所也、然れども耶蘇の十字架によりて輿論の無價値なることは最も明かに證明せられたり。耶蘇は大聖人なり大善人なり、然るに同國民の輿論の爲めに、殊に神旨を代表すべき祭司長の爲めに、又天下を公平に審判す可き政府の爲めに極悪大罪人の受くべき呪咀擯斥の極なる磔刑に處せられたり。我儕は之に由りて輿論の神聖ならざることを明かにせり、衆愚衆惡の與ふる毀譽褒貶の意とするに足らざるを覺れり、自家良心知識の最も尊信すべき者にして、良心知識の指命する所には、勇往奮進し、世間の非難を恐れず、有司の反對に屈せず、名譽

をも身命をも顧る可かちざるを教へられたり。

此覺悟は文明幸福を發達増進せしむる爲め必要にして、自動進取の性行を勃興せしむる者なり、國內活氣此の如くなれば其國の隆昌迅速なる者あらむ、政治家は徒らに世に阿らずして悠々邦家百年の大計を定むべし學者は世間の毀譽に拘泥せずして、天地の大真理を發揮すべし、斯の如くして初めて大政治家大學者大改革者の實現を見るべき也。

## 第二 罪惡の一掃

大聖人大善人たる耶蘇は、極悪大罪人の受くべき磔刑に處せられたり、即ち當時世人は彼に對して極力罪惡を逞うしたり、其極惡を受けたる耶蘇は、其十字架上に神に祈りて曰く、父よ彼

等を赦し給へ、其爲す所を知らざるが故也」(路加廿三の廿四)と、知るべし彼は極惡を加へたるものに對して其無罪を希望したりしを、又彼は其無罪を宣告したりと云ふことを得べし、蓋し彼は其支配する世界に於て其の希望を行ふ可ければ也。彼は何故に無罪を宣告したる乎、彼は人類惡行の動機は其無知なる點に在るを知るが故也、人は無知なるが故に惡を爲す也、智者は何ぞ至愛の自己を陥れて惡人となさん乎、耶蘇の眼光に照すときは人は皆幼兒の如し、就中自己の子女の如し、幼兒の所業を見よ、其周圍の貴物を損傷し又自身を損傷す、而して其罪惡の爲めに、其幼兒を罰し又は之を惡むものありや、決して之あらざるなり、却りて自家の不注意を責め、其幼兒に對する愛情

は益厚きを加ふるを常とす。耶蘇は我儕に教ゆるに、神は我儕の父にして、我儕は其愛兒なるを以てせり、故に耶蘇の天下に於て我儕は悉く神の愛し給ふ幼兒たり、幼兒社會に於て豈に罪惡あらんや、豈に刑罰あらんや、予故に曰く、耶蘇は罪惡を世界より一掃し去れりと。既に罪惡なし、世界は善人に滿されたり、地獄は化して天上の樂園となれり。

然れども今日無知に基ける罪惡の行爲あり、又之に應ずる刑罰の行爲なきを得ず、然れども其刑罰の目的は復讎に非ずして訓戒に在り、以て其將來の改善を期するなり、又其弊害の蔓延を防ぐに在りて、醫が病を治むると、全く其趣を等うす。耶蘇は斯の如く先づ世界を善と見做して、次いで其實を之に伴はしむ

ることを爲せり、彼の世界を先づ罪惡と認め、甚しきは詐欺陰險を逞うして、人類を罪惡化せざれば止まざらんとせる惡魔の爪牙は、亦其無知に因るなり。

耶蘇の新天地には無邪氣なる幼兒の生息するあり、天父の愛情充滿し、衆生其榮光を反射せり、耶蘇は新天地の開祖にして又頭領たり、我儕豈敬愛せずして可ならんや。

### 第三 人道の明確

人道は時代と土地により一様ならず、臺灣生蕃の人道は蕃社外の人命を奪ふに在るが如し、人を殺すこと多き者は其社會の稱賛を受く、方今列國の人道は大に基督教の人道に近接せる所ありと雖、尙支那戰國時代の人道を貴べる所少なからず、我國維

新前の人道と、明治人道とは亦大に相等しからざる所あるなり。

人其保持する邦國團體を中心とせるときは、其範圍外に對する人道の念乏しきを常とす、却りて其外に對して侵害して顧みざること多し。

耶蘇の人道は管に世界を一國とし一家とするのみならず、實に一身體と見做すなり、其身體は管に地球上を網羅するのみならず、萬世永遠に持續する所の者なり、此偉人の首腦は耶蘇にして、信士は其諸體部なり、人體は無數の細胞より構成せる如く、此偉人も無數の人相集りて構成するなり、我儕は其偉人の一細胞に過ぎず、耶蘇は斯偉人格の爲めに全力を盡す、是即ち人道

なることを我儕に教へたり。我儕の生命は斯偉人の生命なり。我儕の永生は斯偉人に在るなり、我儕個人は電光石火の如く時に消失せん、然れども此偉人は永遠に達すべし、我儕斯偉人を以て最愛至寶とし、之が爲めに盡すによりて永生の光榮に與かるを得べき也。其他の所有物は一切空にして未來に伴はざるなり、我儕は此覺悟を以て今世及未來の同く偉人の部體たる人の爲めに盡し、未來偉人の榮光を樂みて忠誠を盡すべき也。

日常諸般行爲の問題を解決するに際して、學問乏しき者と雖、容易に此方針に基き進路を撰定するを得可し、基督教は決して敢て因循姑息なるものに非ず、若し斯偉人格の發達進歩の爲め

ならば、千萬人の生命と雖も、鵠毛より輕することもある可し、予が親愛する同胞に切望する所は、同胞が一日も早く偉人格及其永遠の大生命を認め、精神上其團體の一部を構成する人となり、萬事處決に要する大方針を立て以て一身一國一世を真正幸福に與らしむるに至らんことのみ、是れ予が衷情の祈願也。

### (四十九)

#### 發車時遇感

(大正四年  
七月三十日詠)

(譜第二二六番)

いまわれまぢぬ　　ましやへのるとき  
 ときこそきつれ　　いざわれのらん  
 ちゝのみもとへ　　かへらんときも  
 そのたのしさや　　いまとかはらじ

(五十) 詩第四十篇 (大正五年一月)

(感謝の部)

- (一) 主をぞ吾は信じつゝ  
彼は聖身を傾けて  
望み俟つゝありし際  
吾叫を聴き玉はりき
- (二) 滅穴より穢げの  
巖の上に吾足を  
泥より吾を彼は引き  
立て玉はりて確と吾が
- (三) 而て吾口に新なる  
吾らの神へ讃歌を  
衆多の人や望み見て  
畏れあるらん而して  
歌を歌はせ玉はりき
- (四) アアア幸福なることよ  
主に任すに至るらん  
主に任する其人や

- 驕慢者に詐僞の  
者に頼らぬ其人や
- (五) 主よ吾神吾儕に  
奇き聖行やみすくひの  
數多のことを爲たまへり  
汝に何者乎比ぶべき  
聖圖をおもひいづ  
其數さへも數へ得じ  
語りて之を傳へんに
- (六) 汝は犠牲も精進供物をも  
好み玉はず併ながら  
耳をぞ吾に賜はれる
- (七) さればおこたへ奉る  
見玉へ茲に吾在りと  
吾が何事を爲可き乎は  
書の中にも示しあり
- (八) 實に樂みて吾は汝が  
大聖意を行しぬなり  
而して主の聖法は  
吾心中に銘しあり
- (九) 汝が聖恩と忠義とを  
吾大なる會合にて



語りてつたへはへりにき  
これ汝が知ろしめころ

實に吾は黙止すなし

(十) 聖恩を心に秘め置か  
聲朗に述べたりき

汝が恩恵と忠義をば

(請願の部)

(三) 救はせ玉へアア主よ

恵み助けに急ぎたべ

(四) 吾が生命をぞ求めぬ  
吾災を喜べる

者らを恥ぢて赤らませ  
者らに辱を負はしめて

退きさがらしめ玉へ

呼べる者らに愧らひて

(五) 吾に向ひて噫々と  
恐れ慄かしめ玉へ

(六) 主よ汝を求めぬ  
喜び叫ばしめ玉へ

者らに汝をば樂みて  
汝が聖救をこふ者ら

(七) されごいま吾斯く悩み  
援けの爲に急ぎたべ  
神よ躊躇ひ玉はされ

而て乏しアア主よ  
汝は吾の救主

(五十一) 詩第四十六篇

(大正五年二月)

(一) 神は吾らを各時  
患難の際の援助なり

守り玉はる防禦なり  
確められしことにして

(二) されば吾らは恐れじな  
よしや山らは海ばらの

假令大地は陥むも  
真中さして倒ることも

(三) 假令大なるその濤は

鳴り轟くも泡噴くも

其激さに山々を

擡げ擧ぐるに至るとも

(〇) 全能の主共に在す  
太祖の神に在すなれ

吾らを守る堅き城

(四) 河の枝らの川流  
是ぞ至上者聖居の

神の都を喜ばす  
最聖の處なる

(五) 神其中に住みませば  
明る朝のあさばらけ

都や揺ぐことあらし  
神ぞ救はせ玉ふなる

(六) 國民ら暴れ狂ひけり  
神は聖聲を立て玉ふ

王ある國ら揺ぎけり  
やがて大地は動れ震ふ

(七) 全能の主共に在す  
太祖の神に在すなれ

吾らを守る堅き城

(八) 行けよ汝ら而して

主の聖行を見よやかし

そもく彼は地の上に

大なること爲玉へり

(九) 戦争らをば世の中に  
弓折り槍を切り玉ひ

周く彼は制め玉ふ  
火を以て楯を焼き玉ふ

(十) 汝ら控へ而して知れ  
民らの中に崇められ

唯吾のみぞ神たるを  
全地の仰ぐ所たり

(十一) 全能の主共に在す  
太祖の神に在すなれ

吾らを守る堅き城

(五十二)

詩第百十五篇

(一) 大正五年六月四日譯

(一) 吾らに非ずアア主よ  
恩恵にして忠義なる

吾らに非ず只君に  
神に譽の歸せよかし

(二) 外國人ら何故云ふや

汝らの神何處ぞと

(三) 吾らの神は天に在り

意ふまにまに成し玉ふ

(四) 彼らの(おがむ)偶像ら  
空き工に他ならず

銀や金なり人の手の

(五) 一ツの口を有ちながら  
二ツの眼らもちながら

言ふことを得ざるなり  
もの見る事を得ざるなり

(六) 二ツの耳らもちながら  
一ツの鼻をもちながら

もの聞とをえざるなり  
もの嗅とをえざるなり

(七) 彼らの手らは物觸れず  
喉あれども語るなし

彼らの足ら歩むなし

(八) 彼らを作る其者ら  
彼らの如く成りぬなり

彼らに頼る者は皆

(五十三) 現代社會に對する

(譜第一七六番)

我等の不满

(大正五年三月二十日)

- (一) きよぶみの  
ふるきうつしを  
まことのひかり  
てらしてよ
- (二) ぼくしとは  
きよきつかひと  
けものゝむれを  
かふのひと  
あらためまほし
- (三) とりけもの  
おがむなかれの  
あがむることは  
ぐうざうを  
のりにかなはじ
- (四) しゝやわし  
またそのごとく  
あがむるくにを  
いまみよや  
たゞかひにけり
- (五) こひつじを  
どつくにびとの  
あがむるひとは  
さりながら  
急ともなりけり

- (六) ちゝがみに さからふかせは ふきすすむ  
あいとすくひの みちをはづれて
- (七) はいびやうを もてるひとびと おそれけり  
はいれうゐんの たてらるゝをば
- (八) にいがみに ふでとるひとは かみづかさ  
かみのみむねを しるやなせるや
- (九) たんつぼの そとへたんをば はくひとの  
なくなるるときや いつきたるらん
- (十) たばこなご むだのつひえの ひまあらじ  
またきこゝろを かみへつくさば
- (十一) のぞまれて たつだいぎしと なさまほし  
たのみまはりて なるはよからじ

- (十二) ひだりみち あゆませあるを あらためよ  
みぎをゆくこそ たゞしきのみち

(五十四) 歐洲戰亂 (大正五年六月五日)

あまのみの なかぬしのかみ ヤーウエちゝ  
ながみめぐみぞ げにおほいなる  
あめつちを ひをもみづをも きをもみな  
ぬしこそつくり おさめますなれ  
つくられし なかにも人は すぐれけり  
かみのこたるの みたまたもてば  
いろこそは きいろやしらの べつあれど  
ぬしやひとしく めでいますらん  
いにしへは きいろびとらも さかえしが  
いましとらが このよおさめぬ

きいろきも きそひすゝむを えさせめと  
 ぬしはしろきを しばしみだしぬ  
 クリストの をしへのくにと となへずや  
 クリスチアンを なせあだとなす  
 クリストの なをもていのり つゝありや  
 クリスチアンを たうしたまへと  
 なんぢらは あいいつくしめ このことは  
 いとかなめなる エスのいましめ  
 ころしあふ ことはあにする ことならず  
 してあいせぬは かみのこならじ  
 あいこくは よきもまつたき あいならず  
 せかいをすくへ ． かみのこならば  
 あだをさへ いつくしみなば ともをます

よきをおこなひ あくにかたばや  
 にくみこそ ころすもどゐと なりぬなれ  
 そを十字架に つけてけさなん  
 ことくにの ひとらをにくみ しりぞけな  
 はらからとして すくへみちびけ

(五十五)

(大正五年二月)

(甲) 述 懐

あまつかみ ぬしを みおやを おもふわれ  
 このよの きよは ふもとふくかせ

(乙) 吾 友 へ

はじめあり いかで をはりの なかるべき  
 きみが おもひに こたへざらめや

(四) (三) (二) (一)  
 旅た 吾わ 正せ 吾わ 彼か 川か 彼か 緑み 乏ぼ 主ぬ  
 び れ い が ね は れ ぞ う し  
 し 將は 路ろ 魂 た は の は り 窮き こ  
 行ゆ た み 魂 ま 吾わ 汀み 吾わ の う 吾わ  
 か 假た 導ち し れ ぎ れ 色い に 吾わ  
 ざ と び ひ を は の ば の ろ 吾わ  
 る 令ひ く を ば の ば の れ

可べ 闇く 一い 勵は 導み 安や 臥ふ 草く 昭お 牧か  
 か 黒ら ち げ ち 全す さら 原さ ち ち 師ひ  
 ら き 忠ち ま び 全す さら 原さ ち ち 師ひ  
 ざ 谷た う し き た の の 上う へ に  
 る に 義ぎ 興れ こ し ち 地ち 地ち 地ち  
 に 間ま 神し し ち 地ち 地ち 地ち  
 も を ん し ち 地ち 地ち 地ち

是こ 福ふ 聖せ 過す 我わ 御み 御み 天あ  
 れ 壽く い 去ぎ 我わ 御み 御み 天あ  
 ぞ じゆ 美び に 儕ら ね と ま  
 我わ 御み 無ぶ 罪と 生い の 我わ や  
 儕ら 名み 事じ 過が の 世よ れ神 が  
 が に には 命ち に を み

祈ね 常つ 成な 皆み や 成な 住す 榮さ  
 が ね に らし 救ゆ し した まは しめ  
 願ひ 在あ り めよ し せ へ め せ  
 なる あり

(五十六) 祈願の歌

(明治四十二年一月十一日)

(譜第二〇〇番)

(五十七)

詩第二十三篇

(大正六年八月上旬譯詠)

けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい

けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい  
 けい けい けい

(六) (五)  
 杖な 杖な 杖な 杖な  
 らち ち ち ち  
 はのハハハハ  
 吾わ 吾わ 吾わ 吾わ  
 れれれれ  
 恩めぐみ

慈い 潤か 汝な 其そ 嬰も 一い 又ま ト共 ど オ恐 れ  
 つる は を て つ た モ も ソ そ  
 く 膏あ 眺な な の 汝な ニ に ル る  
 愛し と ぶ が 應し 慰な が マ在 ま べ べき や  
 み 期き 沃ら む た ぐ 杖つ シマ ス します  
 の な し ぎ ん ふ さ め は 一

表誤正斑一言正

頁	行	段	正	誤
7	6		イエシユア	イエシユア
17	9		大權	大權
19	2		報ゆる	報ゆる
21	7		振舞なせむ	振舞なせむ
45	1	下	ガバシクリ	シヤホシコク
65	2	下	萬歳	萬歳
71	1	上	附近	附近
71	3	下	南湖	南湖
72	6	上	榮光	榮光
79	7	下	(譜第二〇〇番)消ス	
89	10		ならむも	ならんも
118	1	下	讚美以下ノ文字ヲ消ス	
135	11	下	妝	妝



大正六年十二月十五日	大正六年十二月十五日	大正六年十二月十五日	大正五年八月十六日	大正四年十一月十六日	大正四年十一月十六日	大正三年十二月十七日	大正三年十二月十七日	大正三年十二月十七日	大正二年十二月廿二日
九版發行	九版印刷	八版印刷	七版印刷	六版印刷	五版印刷	四版印刷	三版印刷	再版印刷	初版印刷

非賣品

東京市麴町區三番町三十番地  
 纂述兼發行者 高田 畊 安

東京市京橋區木挽町二丁目十三番地  
 印刷者 外山 政 治

神奈川縣高座郡茅ヶ崎町字南湖  
 發行所 南湖 院

2  
1/18  
1/22

終

